

和束町地域防災計画

【震災対策計画編】

平成31年(2019年)4月

和束町防災会議

目 次

第1編 総 則

第1章 計画の方針	震災1- 1
第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	震災1- 3
第3章 町の概要	震災1- 4
第4章 震災の想定	震災1-12

第2編 災害予防計画

第1章 建造物・公共施設等安全確保計画	震災2- 1
第2章 情報連絡通信網の整備計画	震災2-11
第3章 地震に関する情報の伝達計画	震災2-12
第4章 医療助産計画	震災2-16
第5章 消防予防計画	震災2-17
第6章 避難に関する計画	震災2-20
第7章 交通対策及び輸送計画	震災2-20
第8章 災害応急対策物資確保計画	震災2-20
第9章 要配慮者に係る対策計画	震災2-20
第10章 廃棄物処理等に係る防災体制の整備計画	震災2-20
第11章 文化財防災計画	震災2-21
第12章 学校等の防災計画	震災2-21
第13章 防災訓練計画	震災2-22
第14章 住民及び自主防災組織活動計画	震災2-23
第15章 防災知識普及計画	震災2-24
第16章 事業所等防災対策促進計画	震災2-25
第17章 ボランティアの登録・支援等計画	震災2-26
第18章 行政機能維持対策計画	震災2-26
第19章 広域応援体制の整備計画	震災2-26
第20章 震災に対する調査研究	震災2-27
第21章 観光客保護・帰宅困難者対策計画	震災2-29
第22章 り災証明書の発行体制の整備	震災2-29

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害対策本部等運用計画	震災3- 1
第2章 動員計画	震災3- 4
第3章 通信情報連絡活動計画	震災3- 7
第4章 災害広報広聴計画	震災3-12
第5章 災害救助法の適用計画	震災3-12
第6章 消防計画	震災3-13
第7章 水防計画	震災3-15
第8章 避難に関する計画	震災3-16
第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画	震災3-18
第10章 食料及び生活必需品等供給計画	震災3-19
第11章 給水計画	震災3-20
第12章 施設の応急対策に関する計画	震災3-21
第13章 医療助産計画	震災3-26
第14章 保健衛生、防疫及び遺体対策計画	震災3-26
第15章 救出救護計画	震災3-26
第16章 災害地の応急対策に関する計画	震災3-26
第17章 文教応急対策計画	震災3-27
第18章 輸送計画	震災3-28
第19章 道路交通対策計画	震災3-29

第20章	労務供給計画	震災3-29
第21章	自衛隊災害派遣要請計画	震災3-29
第22章	職員派遣要請計画	震災3-29
第23章	義援金品受付配分計画	震災3-29
第24章	要配慮者に係る対策計画	震災3-29
第25章	環境保全に関する計画	震災3-30
第26章	ボランティア受入計画	震災3-30
第27章	文化財等の応急対策計画	震災3-30
第28章	り災証明書の発行計画	震災3-30
第29章	応援受援計画	震災3-30
第30章	社会秩序の維持に関する計画	震災3-30

第4編 災害復旧・復興計画

第1章	生活確保対策計画	震災4- 1
第2章	住宅復興計画	震災4- 1
第3章	中小企業復興計画	震災4- 1
第4章	風評被害対策	震災4- 1
第5章	公共土木施設復旧計画	震災4- 1
第6章	農林水産業施設災害復旧計画	震災4- 1
第7章	文教復旧計画	震災4- 2
第8章	文化財等の復旧計画	震災4- 2
第9章	災害復旧上必要な金融その他資金調達計画	震災4- 2
第10章	水道復旧計画	震災4- 2
第11章	激甚災害の指定に関する計画	震災4- 2
第12章	災害復興対策計画	震災4- 2

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	総 則	震災5- 1
第2章	地域における防災力の向上	震災5- 4
第3章	地震防災上必要な教育及び広報	震災5- 6
第4章	防災訓練	震災5- 9
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等	震災5-10
第6章	災害に強い安全なまちづくりの推進	震災5-11
第7章	関係者との連携協力の確保	震災5-13

第1編 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、大規模な地震災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、和東町の地域に係る防災に関し総合化と計画化を図るため、次の事項を定め、その万全を期することを目的とする。

- 1 和東町の地域に係る防災に関し、町及び町の区域を所轄する指定地方行政機関、府、指定公共機関、その他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び和東町において想定される震災被害の想定
- 2 気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに防災知識の普及、訓練、調査その他災害予防計画
- 3 災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画
- 4 被災住民の生活確保対策、公共土木施設、農林水産施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画
- 5 その他必要な事項

第2節 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次の理念のもとに推進する。

- 1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対処が可能な現象として認識し、長期的視点に立って、災害に強いまちづくりに努めるとともに、和東町業務継続計画（和東町BCP）により、早期の復旧・復興に努める。
- 2 災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。
- 3 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、町民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。
- 4 防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- 5 災害発生前の段階から、正確な情報の把握や避難行動への展開が行えるよう、気象予警報や避難情報の意味・内容について、日頃より住民等への啓発を行うなど、災害未然防止活動を推進する。
- 6 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、町民自身及び自主防災組織等、町民相互間の自主的な防

災対策の支援に努める。

- 7 平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、近年発生している震災を教訓に、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。
- 8 本町のみならず、京都府だけでは対応することが困難な大規模災害については、関西広域連合の関西防災・減災プランに基づき対応する。
- 9 南海トラフ巨大地震等の超広域災害が発生した場合、災害応急対策は優先順位を付けるとともに、被害が比較的少ない場合は、自力で災害対応を行いつつ、被害の甚大な地域への支援を行うよう努める。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各機関は、毎年所管事項について、和束町防災会議（以下「町防災会議」という。）が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

第4節 計画の用語

一般計画編 第1編 第1章 第5節「計画の用語」に準じる。

第5節 計画の周知徹底

この計画は、町防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において平素から研究訓練その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画については、必要に応じ、職員あるいは地域住民に周知徹底するものとする。

第6節 計画の運用

この計画に掲げた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

震災時における本町の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下に示すとおりである。
本町以外については、一般計画編 第1編 第2章 「防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第1節 和束町

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- (2) 地震対策計画の作成
- (3) 地震防災に関する組織の整備
- (4) 地震防災のための施設の整備
- (5) 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策
- (6) 地震情報の収集と伝達
- (7) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- (8) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (9) 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進
- (10) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- (11) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令
- (12) 災害の防除と拡大の防止
- (13) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等、特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- (14) 避難所における良好な生活環境の確保
- (15) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (16) 消防、水防、その他の応急措置
- (17) 被災企業等に対する融資等の対策
- (18) 被災した町施設の応急対策
- (19) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (20) 災害時における文教対策
- (21) 災害対策要員等の動員
- (22) 災害時における交通、輸送の確保
- (23) 被災施設の復旧
- (24) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (25) 被災者の援護を図るための措置
- (26) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第3章 町の概要

一般計画編 第1編 第3章「町の概況」に準じる。
なお、震災対策に係る事項は、以下に示すとおりである。

第1節 京都府域における地震活動

1 既往被害地震

京都府域に被害をもたらした主な地震の一覧を文献から引用し次表に示す。
また、近畿地方における大地震の分布を次図に示す。

<京都府域における主な地震記録>

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西 暦 年月日	名 称	震 央		M	記 事 (地域・被害等)
			北緯	東経		
1	701. 5. 12	丹波の地震	35. 6	135. 4	7. 0	大宝元年3月26日、丹波。地震うこと3日。凡海郷(おおしあまのおおさと)(当時南北6.4 km、東西 2.4kmの島で若狭湾内舞鶴沖にあった)が海中に没し、旧山頂が海面上に残っている。現在の冠島(大島)と、履島(小島)であるというが地学的には証明できない。
2	827. 8. 11	京都の地震	35. 0	135. 6	6. 5 ~ 7	天長4年7月12日京都の直下型。舎屋倒壊多く、翌年6月までに70回程の余震。
3	856. (月日不詳)	京都の地震			6 ~6.5	斉衡3年3月、京都とその南方で建造物に若干の被害。
4	868. 8. 3	播磨・山城の地震	34. 8	134. 8	≥7.0	貞観10年7月8日、姫路付近(最近の調査では三田付近、山崎断層延長上)。京都に軽微な被害。
5	881. 1. 13	京都の地震			6. 4	元慶4年12月6日、直下型か?宮城、官庁、民家等建造物にかなりの被害。余震は翌年2月頃まで50回以上。
6	887. 8. 26	五畿七道の地震	33. 0	135. 0	8 ~8.5	仁和3年7月30日。大津波あり溺死者多数。京都でも 圧死者及び倒壊多数。
7	890. 7. 10	京都の地震			6	寛平2年6月16日。家屋が傾き、倒壊寸前のものであった。
8	934. 7. 16	京都の地震			6	承平4年5月27日。2回の地震があり、築垣多数が転倒。
9	938. 5. 22	京都・紀伊の地震	35. 0	135. 8	7	天慶元年4月15日。宮中の内膳司倒れて死者4人、建造物被害も多数。高野山でも小建造物に被害。推定震源はやや不正確だが、東山付近。余震多数。
10	976. 7. 22	山城・近江の地震	34. 9	135. 8	≥6.7	貞元元年6月18日、震源は前回の地震にほど近いところ。京都で死者50人以上、宮城諸司をはじめ寺院の倒壊など多数。近江でも国府庁、国分寺その他にかなりの被害。2か月間に100回ほどの余震。地震により「貞元」と改元。
11	1041. 8. 25	京都の地震				長久2年7月20日。法成寺の鐘楼転倒。
12	1070. 12. 1	山城・大和の地震	34. 8	135. 8	6 ~6.5	延久2年10月20日、震源は綴喜郡~相楽郡付近。奈良 東大寺の巨鐘落ち、京都で家々の築垣破損。

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西 暦 年月日	名 称	震 央 北緯 東経	M	記 事 (地域・被害等)
13	1091. 9. 28	山城・大和の地震	34. 7 135. 8	6. 2 ~6. 5	寛治5年8月7日、奈良県境付近か。法成寺の丈六の仏像倒れ、その他の建物にも被害。大和では金峰山金剛蔵王宝殿破損。
14	1093. 3. 19	京都の地震		6 ~6. 3	寛治7年2月14日。所々の塔破損。
15	1096. 12. 17	畿内・東海道の地震	34. 0 137. 5	8 ~8. 5	永長元年11月24日、遠州灘~熊野灘(東南海型)。伊勢、駿河にかなりの津波被害。京都では震動の大きい割には被害は小。大極殿小破。東寺の塔の九輪落ち、法成寺、法勝寺にも小被害。奈良で東大寺の巨鐘また落ち、薬師寺回廊転倒。近江では勢多橋落ちる。
16	1177. 11. 26	大和の地震	34. 7 135. 8	6 ~6. 5	治承元年10月27日。東大寺の巨鐘またも落ち、大仏に損傷。京都でも強震。
17	1185. 8. 13	近江・山城・大和の地震	35. 0 135. 8	7. 4	文治元年7月9日。被害の中心は京都、特に白川辺で大。東山一帯およびその他の寺院でも堂塔の損壊多数。民家、築垣倒壊、死者も多数。宇治橋落ち、渡橋中の10人落ち死者1人。比叡山の諸建物多数倒壊、損傷。琵琶湖の水北流し水減じ、後に旧に復す。近江の田3町歩淵となる。推定震源は東山付近だが、地変の様相から琵琶湖南部付近の可能性も。
18	1245. 8. 27	京都の地震			寛元3年7月27日。壁・築垣や所々の屋やに破損が多かった。
—	1299. 6. 4	大阪・畿内の地震			正安元年4月25日。大阪天王寺の金堂、京都南禅寺の堂社倒れ、畿内の死者1万余。『本朝年代記』によるが、他の史料になく疑わしい地震。
19	1317. 2. 24	京都の地震	35. 0 135. 8	6. 5 ~7	文保元年1月5日。白河辺の人家ことごとく潰れ死者5人。清水寺の塔と鐘楼焼失。その他の寺院にも被害。 2~3日前に東寺の塔の折れ傾くほどの強震あり。余震多数。
20	1350. 7. 6	京都の地震	35. 0 135. 8	6	正平5年5月23日。祇園社の石塔九輪が壊れる。余震が7月初旬まで続いた。
—	1361. 8. 1	畿内諸国の地震			正平16年6月22日。数日前から京都付近に地震多発し、この日の地震で法隆寺の築地損傷。翌日も地震。次の地震の前震か？
21	1361. 8. 3	畿内・土佐・阿波の地震	33. 0 135. 0	8. 2 ~8. 5	正平16年6月24日。紀伊水道沖、南海道型。摂津四天王寺の金堂転倒し圧死者5人。京都東寺の講堂傾き、奈良興福寺、唐招提寺の堂塔等損壊。紀伊熊野神社等及び阿波、土佐でも被害。阿波を中心に津波被害大。
22	1369. 9. 7	京都の地震			正平24年7月28日。東寺の講堂傾く。史料が少ない。

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西 暦 年月日	名 称	震 央 北緯 東経	M	記 事 (地域・被害等)
23	1425. 12. 23	京都の地震	35.0 135.8	6	応永32年11月5日。築垣多く崩れる。余震あり、この日終日震う。
24	1449. 5. 13	山城・大和の地震	35.0 135.6	5 3/4 ~6.5	宝徳元年4月12日。2日前から地震あり。仙洞御所傾き、東寺、神泉苑その他洛中の堂塔、築地の被害多く、東山、西山で地裂け、若狭街道の長坂付近の山崩れで人馬多数死。淀大橋、桂橋落ちる。余震が7月まで続いた。
—	1456. 2. 14	紀伊の地震			康正元年12月29日。熊野神社の神殿・神倉崩れる。京都で強震？
25	1466. 5. 29	京都の地震			文正元年4月6日。天満社、糺社の石灯籠倒れる。
26	1520. 4. 4	紀伊・京都の地震	33.0 136.0	7 ~ 7 3/4	永正17年3月7日。紀伊半島沖。熊野地方の社寺等に被害。津波あり。京都で御所の築地所々破損。
27	1586. 1. 18	畿内・東海・東山・北陸諸道の地震	36.0 136.9	7.8	天正13年11月29日。岐阜県北部を中心に山、崖崩れなど被害甚大。飛騨、美濃、近江各地の城、民家の埋没、倒壊、焼失、死傷者多数。この他尾張、伊勢、越中にもかなりの被害。京都では東寺の講堂等破損、三十三間堂の仏像 600体倒れる。
28	1596. 9. 5	畿内の地震 『慶長地震』	34.65 135.6	7 1/2	文禄5(慶長1)年間7月13日。歌舞伎脚本「地震加藤」で有名。京都三条から伏見の間で被害も多く、伏見城天守大破し、石垣崩れて500余人圧死。京都では寺院や民家多数が倒壊し、「洛中の死者4万5千」の記事もある。特に瓦葺きの建物に被害が多かった。堺で死者600人、奈良の社寺にもかなりの被害。 この前日、別府湾にM7程度の地震があり、諸記録に混同が見られる。
—	1605. 2. 3	東海・南海・西海諸道の地震 『慶長東南海地震』	A33.5 138.5 B33.0 134.9	7.9 7.9	慶長9年12月16日。東海沖と紀伊水道沖の二つの海溝地震が連続的に起き、関東から九州の太平洋岸に大きな津波被害があった。京都で有感(震度不明)。
—	1614. 11. 26	越後高田の地震			慶長19年10月25日。「高田で大地震、大津波、死者あり」、また『徳川実紀』にも、「京洛で死者2人、負傷者 370人」などの記録があるが、史料乏しく疑問が多い地震。
29	1618. 9. 30	京都の地震			元和4年8月12日。『京都府寺誌稿』に「不動院大破」
30	1662. 6. 16	比良岳付近の地震	35.2 135.95	7 1/4 ~7.6	寛文2年5月1日。比良岳付近の被害が甚大。滋賀唐崎、志賀両郡で田畑85町歩湖中に水没、壊家1570戸。大溝で壊家1020戸、死者37人。湖西での沈下には考古学的、史料的証拠がある。彦根で壊家1000戸、死者30余人。朽木谷では比良岳の山崩れで榎村、

(注：無番号は参考記録、M=マグニチュード(規模))

	西 暦 年月日	名 称	震 央 北緯 東経	M	記 事 (地域・被害等)
31	1664. 1. 4	山城の地震		5.9	所川村がほぼ全滅。京都で町屋倒壊1000戸、死者200 余人。六地藏、鞍馬でも山崩れ、向島で堤防が 550メートル切れるなど、中部から近畿にかけてかなりの被害。三方五湖付近で3~4.5メートルの隆起。余震が非常に多く、翌年まで続いた。花折断層もしくは琵琶湖西岸断層の活動に帰する説がある。 寛文3年12月6日。二条城や伏見の諸邸破損。吉田神社、加茂神社の石灯笼倒れ、所々の築垣崩れる。余震が月末まで続いた。
32	1665. 6. 25	二条城の地震		6	寛文5年5月12日。二条城の石垣20mほど崩れる。二の丸殿舎など少々破損。
33	1694. 12. 12	丹後の地震			元禄7年10月26日。宮津で地割れて泥噴出、家屋破損、特に土蔵は大破損。
—	1703. 12. 31	江戸・関東諸国の地震『元禄地震』	34.7 139.8	7.9 ~8.2	元禄16年11月23日。伊豆大島東方沖。津波を伴い江戸、関東諸国に大被害。中でも小田原では城下全滅。京都で有感(震度Ⅱ程度)。
—	1707. 10. 28	五畿・七道の地震『宝永地震』	33.2 135.9	8.4	宝永4年10月4日。紀伊半島沖。わが国最大級地震の一つ。震害は五畿七道に及ぶ。津波被害は八丈島、伊豆半島から九州の太平洋岸、大阪湾、瀬戸内にも。推計被害は死者2万余人、全壊家屋約6万戸、流失家屋約2万戸。京都の震度Ⅳ~Ⅴ。
34	1751. 3. 26	京都の地震	35.0 135.8	5.5 ~6	宝暦元年2月29日。二条城の天守破損、御香宮の石鳥居の柱筋違い、諸社寺の築地や町屋等破損。土蔵の壁落ち、石灯笼は倒れあるいは破損あり。
35	1753. 2. 11	京都の地震			宝暦3年1月9日。洛中の築地等に小被害。
36	1774. 1. 22	丹後の地震			安永2年12月11日。屋根の石多く落ちる。京都有感。
37	1802. 11. 18	畿内・名古屋の地震	35.2 136.5	6.5 ~7	享和2年10月23日。滋賀・岐阜県境付近。奈良、名古屋、彦根などで小被害。京都で土蔵の壁落ち、石塔、石灯笼倒れる。
38	1819. 8. 2	伊勢・美濃・近江の地震	35.2 136.3	7 1/4	文政2年6月12日。滋賀県中部。近江八幡で死者5人、家屋全半壊 242戸。大溝で家屋全損傷、金廻で海寿寺潰れ圧死者70人、負傷者 300人。彦根その他でも大・小の被害。京都では石灯笼多く倒れる。
39	1830. 8. 19	京都及びその隣国の地震	35.1 135.6	6.5	天保元年7月2日。愛宕山付近。京都に大きな被害をもたらした最後の地震。『京都大地震』(三木晴男著、思文閣出版)に詳しい記載。京都で死者280人、負傷者1300人。亀岡で死者4人、負傷者5人、住家全壊41戸。大津

(注：無番号は参考記録、M＝マグニチュード（規模）)

	西 暦 年月日	名 称	震 央 北緯 東経	M	記 事 (地域・被害等)
40	1854. 7. 9	伊賀・伊勢・大和の地震	34. 8 136. 2	7 1/4	でも死者1人、負傷者2人、住家全壊6戸。愛宕山、高雄山は壊滅的な被害。清滝で住家多数被害。伏見の寺社30か所、住家45か所、土蔵、小屋20か所などに被害。六地藏橋、喰違橋、観月橋など損じ、宇治、精華町などにも小被害。北野天満宮の石灯笼 176本転倒。土蔵、門、塀、築地、民家の竈なども多く壊れた。地割れ、泥の噴出も。地震は鳴動にはじまり、その直後に大地震となった。この地震は上下動が強かったらしい。余震は非常に多く、同日の余震 400回、翌日600回、翌々日 100回という記事も見え翌年に及んだ。 安政元年6月15日。南山城村付近。12日頃から前震があった。伊賀上野、四日市、奈良、大和郡山などで大きな被害。全体の被害は死者約1800人、住家全壊約5000戸。上野付近では死者約 600人、住家全壊約2270戸。奈良で死者300余人、住家全壊400戸以上、住家の全壊率40%。京都では民家、灯笼などに小被害。上野の北方で西南西―東北東方向の断層を生じ、南側の1kmの地域が最大1.5m相対的に沈下した。木津川断層の活動であろう。
—	1854. 12. 23	『安政東海地震』	34. 0 137. 8	8. 4	安政元年11月4日。東海道沖の巨大地震。東海・東山・南海諸道の地震。被害は関東から近畿に及び、特に沼津から伊勢湾にかけての海岸がひどかった。津波が房総から土佐までの沿岸を襲い、被害をさらに大きくした。京都の震度Ⅳ～Ⅴ。
—	1854. 12. 24	『安政南海地震』	33. 0 135. 0	8. 4	安政元年11月5日。安政東海地震の32時間後に発生、近畿付近では二つの地震の被害をはっきりと区別できない。東海地震と南海地震は連鎖的に起こることが多い。震害と津波被害は東海、近畿地方から中国、四国、九州に及ぶ。京都の震度Ⅳ～Ⅴ。
41	1858. 4. 9	丹後宮津の地震			安政5年2月26日。宮津で地割れ、住家大破。岩ヶ鼻で土蔵の壁痛み、岩滝辺でも強い揺れ。
42	1891. 10. 28	『濃尾地震』	35. 6 136. 6	8. 0	明治24年。わが国内陸部で最大規模の地震。被害は岐阜、愛知県を中心に全体の死者 7,273人、負傷者17,175人、住家全壊14万余戸。京都府南部で住家全壊13戸、道路22か所、橋梁2か所、堤防33か所の被害。余震多数。岐阜県南部の根尾谷断層が動いた。
43	1925. 5. 23	『北但馬地震』	35. 6 134. 8	6. 8	大正14年。兵庫県但馬北部（城崎付近）の地震。豊岡から円山川河口にかけて被害が集中。全体で死者428人、負傷者 834人、住家全壊 1,295戸、住家焼失 2,180戸。久美浜湾沿岸の田畑約10ha 陥没して海となる。京都府北部で死者7人、負傷者30人、住家全壊20戸、住家半壊50戸。

(注：無番号は参考記録、M＝マグニチュード（規模）)

	西 暦 年月日	名 称	震 央 北緯 東経	M	記 事 (地域・被害等)
44	1927. 3. 7	『北丹後地震』	35.6 134.9	7.3	昭和2年。京都府北西部の地震(震央は竹野川上流)。被害は丹後半島(峰山町を中心)の頸部が最も激しく、北丹後一帯に大被害。火災が被害を大きくした。京都府の被害は死者2,898人、負傷者7,595人、住家全壊・全焼6,918戸、非住家全壊・全焼9,106戸。大阪府・兵庫県にもかなりの被害。この地震により、郷村・山田の二つの地震断層が現れた。
—	1944. 12. 7	『東南海地震』	33.6 136.2	7.9	昭和19年。静岡県沖の海溝地震。全体で死者・不明者1,223人、負傷者1,859人。住家全壊17,599戸、住家半壊36,520戸。津波の被害により住家流出3,129戸。京都府に被害報告なし。
45	1946. 12. 21	『南海道地震』	32.9 135.8	8.0	昭和21年。紀伊半島沖の海溝地震。津波被害も大きく全体で死者・不明者1,443人、負傷者3,842人、全壊・全焼・流出した住家・非住家15,640戸。淀川で京都の船舶64隻損失。
46	1952. 7. 18	『吉野地震』	34.5 135.8	6.7	昭和27年。奈良県中部の地震。全体で死者9人、負傷者136人、住家全壊20戸、住家半壊26戸。京都府で死者1人、負傷者20人、住家全壊5戸、住家半壊10戸、道路3か所の被害。
47	1968. 8. 18	京都府中部の地震	34.2 135.4	5.6	昭和43年。京都府中部(和知町付近)の地震。綾部市で住家半壊1戸、住家破損1戸。和知町付近では、落石、道路亀裂などの被害が発生した。
48	1983. 5. 26	『日本海中部地震』	40.4 139.1	7.7	昭和58年。秋田県沖。被害は、秋田県で最も多く、青森・北海道がこれに次ぐ。日本海沿岸各地に津波による被害。日本全体で死者104人(うち津波による死者100人)、負傷者163人(同104人)、建物全壊934戸、半壊2,115戸、流失52戸、一部破損3,258戸。船沈没255隻、流失451隻、破損1,187隻。津波は早い所では津波警報発表以前に沿岸に到達した。 京都・舞鶴とも無感であったが、津波により船沈没7隻、同破損18隻、住家床上浸水3戸などの被害。
49	1990. 1. 11	滋賀県南部の地震	35.1 136.0	5.0	平成2年。震央は琵琶湖南端部付近。最大震度は奈良で震度Ⅳ、京都と三重県各地で震度Ⅲを観測した。京都市中京区、下京区の数か所のビルで相当数の窓ガラスが割れ、コンクリートの壁の一部が落ちるなどの被害。
50	1995. 1. 17	『兵庫県南部地震』	34.6 135.0	7.3	平成7年。淡路島北部。神戸、洲本で震度Ⅵ、京都、豊岡、彦根で震度Ⅴ、大阪と関西各地で震度Ⅳを観測し、九州から関東・北陸までの広い地域で有感となった。なお、気象庁は震度Ⅶが制定されて以来46年ぶりにはじめて震度Ⅶの区域の存在を確認した。この地

(注：無番号は参考記録、M＝マグニチュード（規模）)

	西 曆 年月日	名 称	震 北緯	央 東経	M	記 事 (地域・被害等)
51	2001. 8. 25	京都府南部の地震	35.2	135.7	5.4	震は、内陸で発生したいわゆる「直下型地震」で、多くの木造家屋、コンクリートの建物のほか、高速道路、新幹線を含む鉄道線路なども崩壊した。被害（同年12月27日現在）は、死者・不明者 6,310人、負傷者 4万人以上、住家全半壊 20万戸以上、火災 294件など、地震発生が早朝であったため、死者の多くは家屋の倒壊と火災による。京都府でも、大山崎町で死者 1人が出たほか、京都市や亀岡市、城陽市など 8市町村で 49人が重軽傷を負った。京都市を中心に住宅 2,750棟が壊れ、公共建物など 246棟も被害を受けた。 気象庁はこの地震を、「平成 7 年兵庫県南部地震」と命名した。
52	2004. 9. 5	紀伊半島沖・東海道沖の地震（前震）	33.0	136.8	7.1	紀伊半島沖。城陽市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町で震度 4 を観測したほか、京都府の広い範囲で震度 1～3 を観測した。また、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度 5 弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度 1 以上を観測した。京都市で軽傷者 2 名の被害があった。
53	2004. 9. 5	紀伊半島沖・東海道沖の地震（本震）	33.1	137.1	7.4	東海道沖。京丹後市、城陽市、八幡市、大山崎町、久御山町、京田辺市、井手町、木津町、八木町で震度 4 を観測したほか、京都府の広い範囲で震度 2～3 を観測した。また、三重県松坂市、香良洲町、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度 5 弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度 1 以上を観測した。加茂町で重傷者 1 名の被害があった他、府内では住家一部破損が 1 棟あった。

資料：京都地方気象台

参考文献：理科年表（丸善）、新編日本被害地震総覧（東京大学出版会）

京都大地震（三木晴男著、思文閣出版）

以上のほか、最近では次表の地震が発生している。

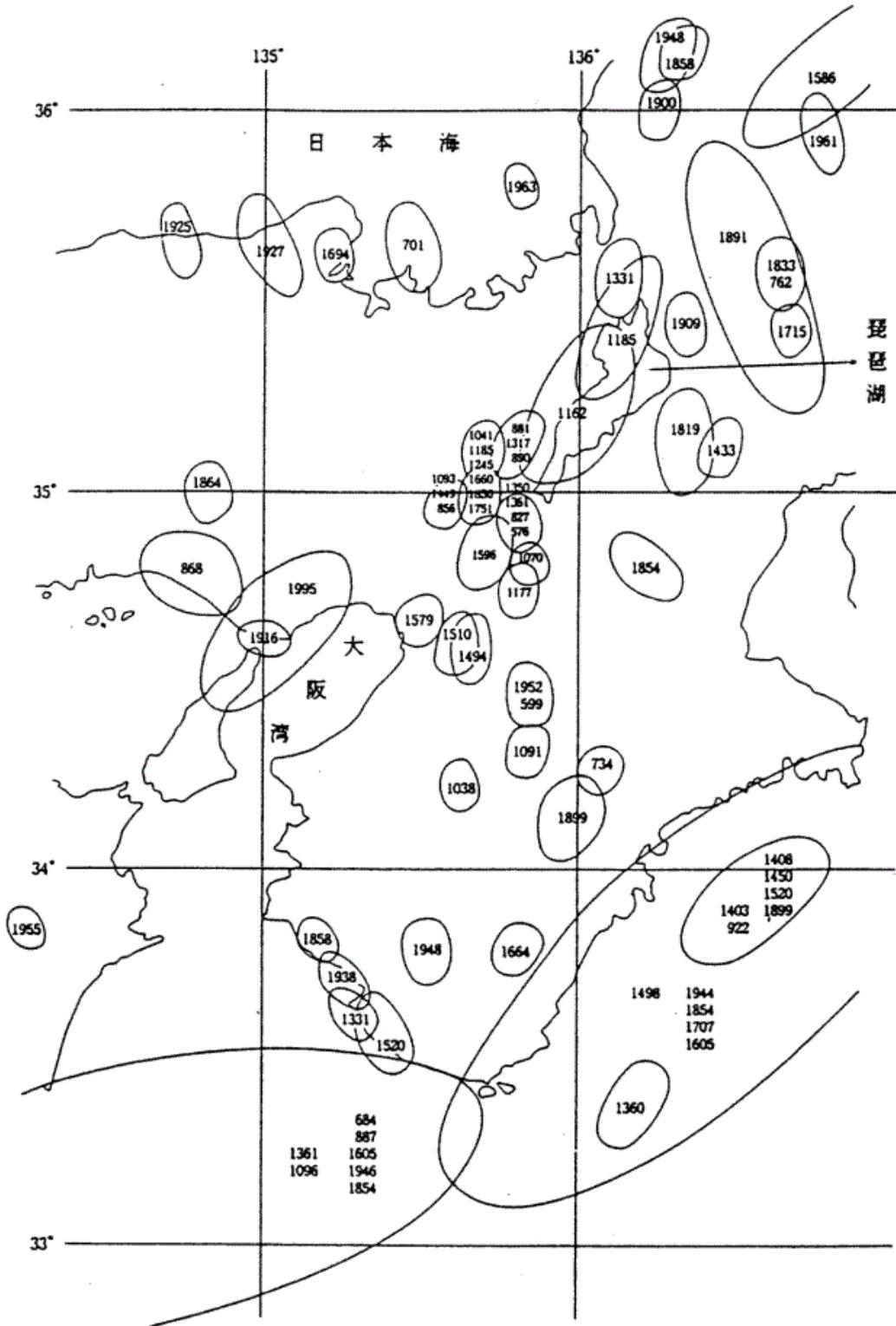
西 曆 年月日	名 称	震 北緯	央 東経	M	記 事 (地域・被害等)
2018. 6. 18	大阪府北部	34.8	135.6	6.1	京都府内の最大震度 5 強（京都市（中京区、伏見区、西京区）、八幡市、久御山町、亀岡市、長岡京市、大山崎町） 人的・建物被害は負傷者 22 名、住家半壊 5 棟、一部破損 2,675 棟

資料：大阪府北部を震源とする地震による被害及び消防機関等の対応状況（第 30 報）

（消防庁応急対策室）

近畿地方における大地震の分布

(数字は発生西暦年)



第4章 震災の想定

地震災害の想定については、以下に示すとおりである。

なお、災害は複合的に発生する可能性があることも考慮する必要がある。

第1節 地震の発生場所及び地震の規模の想定

国や府等の調査結果によると、町域内に影響を及ぼす可能性のある海溝部で発生する巨大地震に関しては、南海トラフ地震が考えられているが、内陸直下型地震に比べればその震度や被害は小さなものに止まると考えられる。

一方、内陸直下型地震に関しては、府域内外にマグニチュード7以上の地震規模を有することが予想される活断層（花折断層帯、奈良盆地東縁断層帯、琵琶湖西岸断層帯、西山断層帯、生駒断層、山田断層など）が複数存在している。

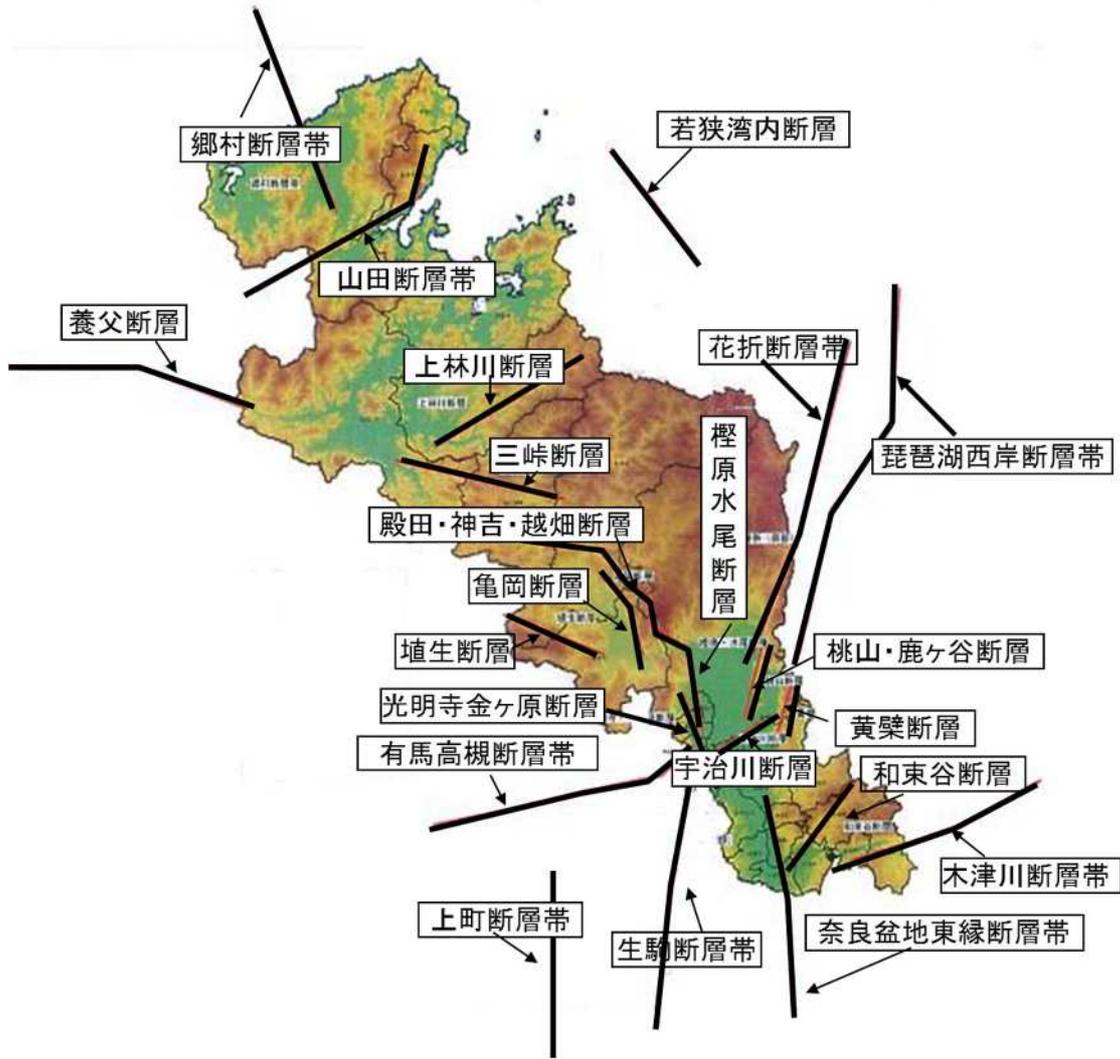
近年、福岡県西方沖地震や新潟県中越地震、能登半島地震などで見られるように地表に現れていない活断層によってマグニチュード7未満の地震が発生しており、震源に近い地域では大きな揺れが観測されている。

なお、南海トラフ地震の被害想定については、第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画に記載する。

対象震源断層		断層延長 (km)	地震の規模 (M)
花折断層帯	花折断層	46.5	7.5
	桃山-鹿ヶ谷断層	11	6.6
黄檗断層群		10	6.5
奈良盆地東縁断層帯		35	7.5
西山断層帯	亀岡断層	13	6.7
	檜原-水尾断層	15	6.6
	殿田-神吉-越畑断層	31.5	7.2
	光明寺-金ヶ原断層	15	6.8
三峠断層		26	7.2
上林川断層		26	7.2
若狭湾内断層		18	6.9
山田断層帯		33	7.4
郷村断層帯		34	7.4
上町断層帯		42	7.5
生駒断層帯		38	7.5
琵琶湖西岸断層帯		59	7.7
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層帯	34	7.2
	宇治川断層	10	6.5
木津川断層帯		31	7.3
埴生断層		17	6.9
養父断層		35	7.4
和束谷断層		14	6.7
東南海・南海地震		640	8.5

資料：京都府地震被害想定調査（2008）

想定震源断層モデルの位置



海溝型地震 東南海・南海地震（同時発生）

資料：京都府地震被害想定調査（2008）

第2節 被害予測

想定地震の発生により予測される被害は、次のとおりである。

第1 建物被害

地震が想定される震源の断層名		和東町における最大予測震度	建物数量(棟)	建物被害		
				全壊(棟)	半壊・一部損壊(棟)	焼失建物(棟)
花折断層	花折断層	6弱	5,728	286	773	107
	桃山-鹿ヶ谷断層	5強		19	88	0
黄檗断層群		5強		36	181	0
奈良盆地東縁断層帯		7		2,423	1,557	651
西山断層帯	亀岡断層	5弱		0	3	0
	檜原-水尾断層	5強		19	86	0
	殿田-神吉-越畑断層	5強		58	255	0
	光明寺-金ヶ原断層	5強		25	122	0
三峠断層		4		0	0	0
上林川断層		4		0	0	0
若狭湾内断層		5弱		0	3	0
山田断層帯		4		0	0	0
郷村断層帯		5弱		0	13	0
上町断層帯		5強		52	232	0
生駒断層帯		6強		643	1,243	146
琵琶湖西岸断層帯		6弱		142	493	45
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層帯	6弱		232	693	66
	宇治川断層	5強		24	123	0
木津川断層帯		7		2,326	1,595	637
埴生断層		5強		32	159	0
養父断層		5弱	1	17	0	
和東谷断層		7	1,524	1,546	418	
東南海・南海地震		5強	65	267	0	

資料：京都府地震被害想定調査（2008）

第2 人的被害

地震が想定される震源の断層名		和束町 における 最大予測 震度	人的被害				
			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者数 (人)	短期 避難者数 (人)
				(人)	重傷者 (人)		
花折 断層帯	花折断層	6弱	7	62	5	27	867
	桃山-鹿ヶ谷断層	5強	0	1	0	0	94
黄檗断層群		5強	0	10	0	3	179
奈良盆地東縁断層帯		7	68	319	62	284	3,438
西山 断層帯	亀岡断層	5弱	0	0	0	0	3
	檜原-水尾断層	5強	0	1	0	0	92
	殿田-神吉-越畑断層	5強	0	13	0	3	254
	光明寺-金ヶ原断層	5強	0	4	0	0	127
三峠断層		4	0	0	0	0	0
上林川断層		4	0	0	0	0	0
若狭湾内断層		5弱	0	0	0	0	3
山田断層帯		4	0	0	0	0	0
郷村断層帯		5弱	0	0	0	0	11
上町断層帯		5強	0	12	0	3	235
生駒断層帯		6強	14	115	14	64	1,579
琵琶湖西岸断層帯		6弱	2	30	1	9	516
有馬-高槻 断層帯	有馬-高槻断層帯	6弱	4	52	3	20	757
	宇治川断層	5強	0	4	0	1	125
木津川断層帯		7	64	311	60	269	3,357
埴生断層		5強	0	8	0	3	160
養父断層		5弱	0	0	0	0	13
和束谷断層		7	44	225	38	169	2,635
東南海・南海地震		5強	0	10	0	1	304

資料：京都府地震被害想定調査（2008）

第2編 災害予防計画

第1章 建造物・公共施設等安全確保計画

(総務課、建設事業課)

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法第2条の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定及び公共施設等耐震化事業、住宅・建築物耐震化支援事業などの活用により、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の非構造材を含む耐震化、防災基盤の整備等を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

また、町耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の早期実施を促進するものとする。

なお、指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

第1節 建築物の震災対策計画

(総務課、建設事業課)

建築物の震災対策としては、新築時において、現行耐震基準の確保を基本として、防災拠点となる公共建築物等の耐震性を高めるとともに、旅館、社会福祉施設等、多数の者が利用する建築物については、より安全性をもった設計、適切な工事監理と適正な施工を徹底する。

また、現行耐震基準に適合しない既存建築物（以下「既存不適格建築物」という。）の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、「和束町建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震改修を促進する。

なお、地盤の液状化の危険度が高い地域においては、建築物に十分な耐力を持たせるほか、地盤の改良や基礎杭の使用等、構造上可能な措置の実施に努めるものとする。

第1 対象建築物と具体的対策

建造物の防災対策については、一般計画編 第2編 第9章「建造物防災計画」によるほか、次の対策に努める。

1 重点的に耐震性能の向上を図る地域・建築物

(1) 老朽化した建築物が密集している地域では、地震時の建物の倒壊による避難路の遮断や、火災発生時に消火活動が阻害されるなど、被害の拡大が予想される。

また、地域の防災拠点として機能する施設の周辺地区においても、建物の倒壊により防災拠点への避難経路が遮断されたり、ライフラインの遮断による被害等により、当該施設が防災拠点としての機能を果たせなくなるおそれや、倒壊した建築物が道路を遮断することによって地域の復旧活動が困難になることも考え

られる。

阪神・淡路大震災の被害状況からも建物の倒壊率が高い地区においては、集団火災の発生が多く報告されており、これらの火災を防止したり、防災拠点としての機能を確保するためにも一定の区域での耐震性能の向上を図ることが重要であり、これらの区域の建築物の耐震診断・改修を促進する。

- (2) 活断層等の周辺等地盤の状況が悪いと考えられる地域
- (3) 緊急輸送道路、防災拠点へのアクセス道路の沿道区域

2 普及・啓発の推進

京都府及び関係団体と連携して建築物所有者等に対し、広報紙等により区、町内会・自治会を通じて建築物の震災対策の必要性を訴えるとともに、耐震診断・改修についての情報提供を行い、既存建築物の耐震診断・改修を促進する。

3 住民等が耐震改修等を行いやすい環境整備

住民の耐震診断・改修に関しての問い合わせに応じられるよう対応窓口を整備し、下記の対応を行うものとする。

- (1) 簡易耐震診断の紹介

自分の家の耐震性を相談にきた住民に対し、「誰でもできるわが家の耐震診断」（監修：国土交通省住宅局）のリーフレットにより簡易診断の説明を行い、おおよその目安がつけられるように紹介する。

- (2) 耐震診断実施者の紹介

木造住宅耐震診断事業の対象となる住宅所有者から、既存建築物の耐震診断の相談があった場合は、京都府木造耐震診断士登録制度要綱に基づき、京都府木造耐震診断士登録簿に登録された建築士を紹介する。

- (3) 耐震改修に対する融資の斡旋

京都府住宅改良資金融資制度を利用し、住宅のリフォーム（増改築・修繕）に必要な資金を長期に、低利率で融資を受けるために取扱金融機関への斡旋を行う。

4 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

大規模な地震により被災した建築物の新たな地震活動等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

このため、応急危険度判定技術を有する人材の養成を図るとともに、地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制等について、府、市町村、建築関係団体との連携により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会で決定して整備する。

5 液状化対策

町及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図る。

また、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の

被害を防止する対策等を適切に実施する。

大規模開発に当たっては、十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、町は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、住民への適切な情報提供等を図るものとする。

第2 応急仮設住宅等の供給体制の整備

大規模な地震が発生した場合は、住宅の倒壊等を生じ、多数の住民が住居を失うおそれがあるため、応急仮設住宅等の供給体制の整備を図る。

1 応急仮設住宅建設適地の確保

平常時において、あらかじめ二次的な災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備する。

2 既存施設の利用

平常時において、あらかじめ一時居住施設として利用可能な既存公的施設を選定する。

第3 工作物等の倒壊防止・落下防止

ブロック塀については、その実態把握を行うとともに、施行技術の向上、既存塀の補強、改修等の啓発を行う一方、ブロック塀の撤去については補助制度を整備することにより、撤去実施の促進を図る。さらに、宅地の緑化を図るため、新しい住宅については生垣の奨励を進める。

また、安全点検パトロール、パンフレットの配布、ポスター及び広報による住民へのPRを行う。

自動販売機については、設置者に対し、倒壊防止のための対策をとるよう指導する。

建築物の外装材（屋根瓦、外壁、窓等）、看板等については、落下防止のための施行技術の向上、より安全性をもった設計と工事監理を徹底する。

第2節 電気施設防災計画

（関西電力(株)）

電気施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規程等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また、計画的に巡視点検及び測定等を実施する。

さらに、地震発生時の液状化等による被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講ずる。

第1 計画の内容

一般計画編 第2編 第14章 第4節「地震対策」を準用する。

第3節 上下水道施設防災計画

(建設事業課)

第1 上水道施設の防災計画

簡易水道事業管理者は、以下に示す措置を講ずるものとする。

- 1 地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行う。
 - 2 防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努める。
 - 3 施設の液状化対策を含めた耐震性を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組み合わせ、効率的・効果的な耐震化を計画的に進める。
 - 4 施設が被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、緊急連絡管や緊急遮断弁の整備などにより、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進める。
 - 5 広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状態に応じて自家発電設備や2系統受電等の停電対策の実施に努める。
- また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努める。
- 6 施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備する。
 - 7 円滑な応急給水及び応急復旧活動を行うため、「水道の地震対策の強化について」(平成7年8月厚生省衛水第188号)に基づき策定した「京都府水道震災対策行動マニュアル」(平成10年3月)を活用する。
 - 8 府及び簡易水道事業管理者は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保する。
また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施する。
 - 9 施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保する。
 - 10 飲料水の備蓄や受水槽等の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努める。

第2 下水道施設の防災計画

下水道事業管理者は、以下に示す措置を講ずるものとする。

- 1 地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される地震災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行う。

- 2 地震対策上必要な施設台帳等については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努める。
- 3 施設の液状化対策を含めた耐震性能を確保するとともに、効率的・効果的な耐震化を計画的に進める。
- 4 広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備を整備する。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努める。
- 5 施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備する。
- 6 府及び下水道事業管理者は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡体制を確保する。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施する。
- 7 円滑な応急復旧活動を行うため、被災時の行動マニュアル等を策定・活用する。
- 8 施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保する。

第4節 学校等の防災計画

一般計画編 第2編 第29章「学校等の防災計画」を準用する。

第5節 都市公園施設防災計画

(農村振興課)

都市公園については、利用者の安全を確保するため、震災の被害を最小限にとどめるとともに、震災時に指定緊急避難場所や防災・復旧活動拠点等として機能するのに必要な施設整備を行う。

また、広域避難地や指定緊急避難場所となるオープンスペースを確保するため、公園緑地の整備推進を図る。

第1 都市公園の防災機能整備

各都市公園の特性に応じた震災時の役割を検討の上、必要に応じ、次の整備を順次行う。

- 1 防火帯となる植樹帯等の整備
- 2 指定緊急避難場所や復旧活動の場、ヘリポート等に利用できる広場やオープンスペースを確保するとともに、公園内の園路や橋の安全性、耐震性の向上対策
- 3 避難施設や防災センターとして活用可能な体育館、管理事務所等の建築物について、必要に応じた耐震対策
- 4 避難生活や防災活動に利用可能な、非常用の電源、通信、照明、水供給設備、耐震性貯水槽等の整備

第6節 通信放送施設防災計画

一般計画編 第2編 第13章「通信放送施設防災計画」を準用する。

第7節 道路及び橋梁防災計画

(建設事業課)

地震直後から発生する緊急輸送を、円滑かつ確実に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）を指定し、ダブルネットワークの形成とその機能強化を目指した道路整備を進める。

第1 計画の内容

一般計画編 第2編 第6章「道路防災計画」によるほか、府への改良・整備の要請も含め、次のような計画を進める。

1 災害に強い道路の整備

崩土、落石等の災害のおそれのある道路法面等の危険箇所を把握し、対策工事の必要な箇所については、計画的に整備を推進する。

また、市街地内の避難路となる道路については、交通機能の確保とともに、火災の延焼防止にも寄与する街路樹緑化など、災害に強い道路整備を行う。

2 重要な道路構造物の整備

(1) 橋梁の整備

地震による橋梁の落下等を防止し、交通機能を確保するとともに、交通遮断等、他施設への影響をなくすため、橋梁耐震点検調査を実施する。

なお、横断歩道橋についても同様の措置を行う。

(2) トンネルの整備

地震災害時の交通機能を確保するため、トンネルの安全点検調査を実施し、防災補修工事が必要な箇所については、計画的な整備を推進する。

第8節 河川施設防災計画

(総務課、建設事業課)

水害の予防と早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。

このため、町域内の河川の危険箇所等を把握し、国、府に整備促進を要請するとともに、河川改修等の防災事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

また、木津川上流の名張川の高山ダム（相楽郡南山城村）について、豪雨時における洪水対策ばかりでなく、突発的に発生する地震に対しても十分対処できるように、

連携を図り情報交換を行う。

第1 河川施設防災計画

- 1 耐震性を考慮して、老朽化している水門及び排水ポンプ施設の改築並びに施設の改良を行い、河川改修、浚せつ等を実施する。
また、府によるテレメーターシステム等からの的確な情報収集を行って出水に迅速に対応できるような体制の有効活用に努める。
- 2 河川は、火災等には河川自体が防火帯の機能を発揮したり、河川水は消火用水や緊急時の生活用水として利用できることから、こういった機能の向上を目指した河川整備を行う。
- 3 避難のための広場整備を行う。
- 4 緊急輸送路などとしての利用を考慮した河川管理用道路の整備を行う。
- 5 緊急時における生活・消防用水として河川水を容易に利用できるよう、取水ポイントまでのアクセスとなる坂路、階段護岸等の整備を進める。

第9節 砂防及び治山施設防災計画、地すべり・急傾斜地防災計画

(総務課、建設事業課、農村振興課)

地震等の際には、山腹崩壊、地すべり、地盤の緩みが発生し、降雨でがけ崩れなど、いわゆる2次的な土砂災害の発生する危険性の増大が懸念される。

このため、一般計画編 第2編 第4章「林地保全計画」、第2編 第5章「土砂災害予防計画」を準用して、これらの対策を推進する。

第10節 ため池等防災計画

(農村振興課)

ため池には常時貯水が行われている場合があるので、豪雨時における洪水対策ばかりでなく、突発的に発生する地震に対しても十分対処できるように、常時設備の保守管理を徹底させるとともに、情報の連絡体制及び災害発生時の警報伝達体制を整備して、その機能が完全に効果を発揮するよう万全を期する。

第1 ため池及び関連設備等の計画の内容

1 台帳整備と保守管理の徹底

町内に存在するため池の諸元や情報(所在地、規模、形式、管理者、図面、現況写真、改修歴、被害想定等)などを記載したため池台帳(府によるデータベース)を、地震時における対策や地域の防災対策に役立てることとする。

また、平常時における保守点検や維持管理をため池管理者に対して徹底する。

2 点検調査と防災対策工事の施工

「要改修ため池」に重点をおいた、定期的な点検調査（老朽度、漏水堤体損傷、諸設備の故障及び能力不足、堆積土等の調査）を行い、ため池管理者に対して注意を促すとともに、必要な対策工事や措置を行うよう指導する。

3 地震時における緊急連絡体制の確立と対策

地震時等には、ため池の被災（一次災害）や二次災害を最小限とするため、危険度の高いため池については、緊急安全点検を行い、連絡体制を確立する中で、ため池管理者に対して緊急放流を行わせるなどの対策を講ずる。

なお、ため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、震度4以上の地震が観測された地域にあっては堤高が15m以上のため池、震度5弱以上の地震が観測された地域にあっては全てのため池とする。

4 地震時におけるため池の積極的な活用

地域の防火用水や生活用水として利用できるため池は、地域の防災対策の中に位置付け、必要な整備を行い、地震時などの緊急用水確保に役立てる。

第11節 危険物等施設防災計画

（相楽中部消防組合）

一般計画編 第2編 第11章「危険物等保安計画」を準用し、地震災害時ばかりでなく、その他の災害時においても危険物等に起因するいかなる災害の発生をも防止し、関係事業所、周辺環境、地域住民等に被害が及ばないよう万全の措置を講ずる。

なお、危険物等の保安に関する予防対策の具体的内容は、以下のとおりである。

1 危険物

- (1) 屋外タンク及び地下タンク設置における地盤沈下状態の検討
- (2) 防油堤の耐震性及び補強の検討
- (3) 固定消火設備の検討
- (4) 配管の検討
- (5) 通報設備の検討
- (6) タンク冷却用水の検討

2 火薬類及び高圧ガス

- (1) 保安管理体制の確立
- (2) 製造施設等の整備改善
- (3) 地震等によるガス漏洩防止措置
設備等の耐震性について自主的に補強を検討するよう指導する。
- (4) 高圧ガス防災訓練の実施
- (5) 地震火災に対する予防

3 毒物劇物

- (1) 流出、散逸及び飛散の防止装置の検討
- (2) 中和剤の確保と設備の検討
- (3) 設備等の耐震性と補強の検討

4 原子力以外の放射性物質

- (1) 放射線障害事故防止装置の検討
- (2) 事故発生時における応急措置の検討
- (3) 設備等の耐震性と補強の検討

第12節 農地農業用施設の防災計画

(農村振興課)

地震時などにおいて、農地や農業用施設（ため池を除く。）そのものの被災（一次災害）が最小限となるよう、施設の管理者に対して保守管理を徹底させるとともに、計画的に対策工事や施設改修を行う。

また、対策工事や施設改修に当たっては、地震時に人家や公共施設に被害（二次災害）を与えるおそれのある場合は耐震性を考慮するとともに、避難場所や緊急用水の確保としての活用についても検討する。

第1 保守管理と点検の徹底

農地や農業用施設の管理者に対して、保守管理を徹底するとともに、老朽化や機能障害などで安全性に問題がある施設については、必要な対策工事や修理・改修を行うよう指導する。

第2 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立

被災すると、人家や公共施設に被害が及ぶ可能性のある農業用施設については、改修の際には耐震性を考慮するとともに、緊急時に必要な措置が講じられるよう連絡体制を確立する。

第3 防災施設・災害対策施設としての活用

一定の広がりを持った農地は、指定緊急避難場所や防火帯として利用できる可能性がある。

また、農業用施設についても、防火用水など緊急時の用水確保に利用することができる。

利用可能なところは、地域防災施設として位置付け、必要な整備を行い、積極的な活用を検討する。

第13節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画

(総務課、関係各課)

地震防災対策特別措置法に基づき、震災から住民の生命及び財産を守るため、知事が策定する「第5次地震防災緊急事業五箇年計画」(平成28年度～32年度)に基づく地震防災整備事業の推進を図り、町において特に緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に行う。

第1 計画対象事業

- 1 指定緊急避難場所
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- 6 水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 7～10までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- 12 河川管理施設
- 13 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 14 地域防災拠点施設
- 15 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 16 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 17 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 18 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等、地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 19 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第2章 情報連絡通信網の整備計画

一般計画編 第2編 第2章「情報連絡通信網の整備計画」に準じる。

第3章 地震に関する情報の伝達計画

(総務課、関係各課、消防団)

気象業務法等によって定められたところにより、気象庁は地震等を観測することによって「地震に関する情報」を発表し、関係機関はこの情報を住民等に通報又は周知徹底する。

第1節 地震に関する情報

地震に関する資料や状況を速報するための「地震に関する情報」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

第1 地震に関する情報の種類

地震情報の種類と内容は次のとおりである。

地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

地震情報の種類	発表基準	内容
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

【南海トラフ地震に関連する情報の発表】

気象庁は次の条件により南海トラフ地震に関連する情報を発表する。

なお、南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生する可能性がある。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象*が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ・南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※南海トラフ沿いのプレート間の固着状態の変化を示唆する可能性がある現象。

第2 情報の伝達

地震に関する情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から発表される情報に頭書きを付加して府防災消防企画課（時間外は保安室）より伝達される。

ただし、「遠地地震の震源・震度に関する情報」及びその他の情報は、「そのまま」伝達される。

また、「各地の震度に関する情報」については、京都府及び近隣府県で震度1以上を観測した地点を伝達される。

第3 情報の伝達基準

京都地方气象台からの地震に関する情報の伝達基準は、おおむね次による。

1 震源に関する情報

近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）と、その沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたときに伝達する。

2 震源・震度に関する情報

次のいずれかの地震を観測したときに伝達する。

- (1) 京都府内で震度3以上
- (2) 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上
- (3) その他の府県で震度6弱以上

3 各地の震度に関する情報

京都府内で震度1以上の地震を観測したとき

4 遠地地震の震源・震度に関する情報

外国で顕著な地震が発生したとき

5 その他の情報

その他上記以外に防災上有効と認められるとき

第4 放送要請

町長は、「地震に関する情報」とともに、直接被災者等に「避難」、「給水」、「食糧」等の応急対策措置並びに「道路情報」等を緊急に広報する必要がある場合は、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和41年5月10日及び平成4年4月22日締結）」により、放送機関に対して放送の要請を行う。

第5 緊急地震速報の実施及び実施基準等

- 1 気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

- 2 京都地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

第6 異常現象発見者通報制度

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

1 発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は水防機関（水防管理者又は水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、その他の現象の場合は町又は

警察官に通報する。

2 警察官の通報

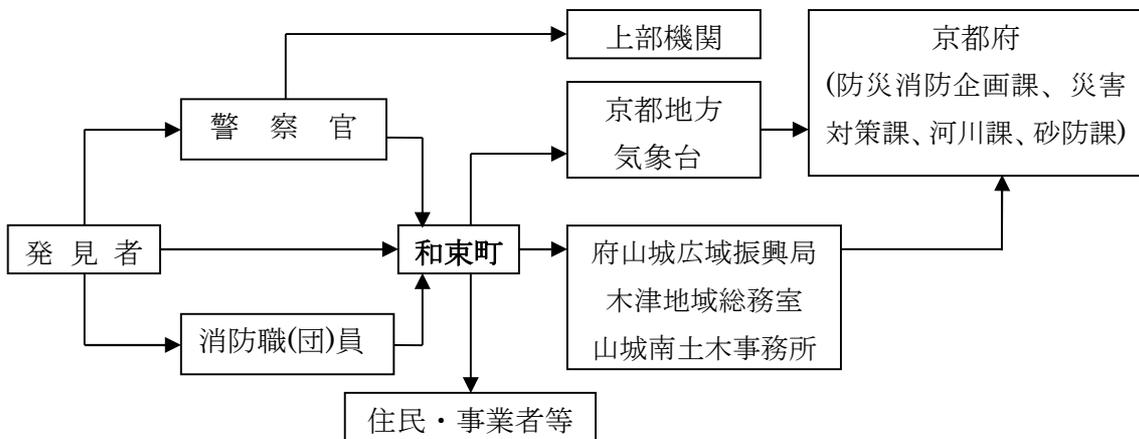
通報を受けた警察官は、直ちに町長及び上部機関に通報する。

3 町長の通報

1、2によって通報を受けた町長は、直ちに気象官署及び府山城広域振興局木津地域総務室に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図る。

4 府山城広域振興局木津地域総務室の通報

3により通報を受けた府山城広域振興局木津地域総務室は、直ちに府（本庁関係課）に通報する。



第2節 緊急警報放送システムの活用

地震など人命や財産に大きな影響を及ぼす重要かつ緊急な災害情報を、迅速かつ確実に伝達するために設けられた緊急警報放送システムは、当面次の3つの場合に限って放送されることとなっている。

- 1 大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により、警戒宣言が発せられたことを放送する場合
- 2 災害対策基本法第57条の規定により求められた放送を行う場合
- 3 気象業務法第13条第1項の規定により、大津波警報又は津波警報が発せられたことを放送する場合

災害を未然に防止するためにも、災害に関する情報を多数の住民に同時にかつ迅速に伝達することは非常に重要なことであり、町は、このシステムの活用について推進していくものとする。

第4章 医療助産計画

一般計画編 第2編 第22章「医療助産計画」に準じる。

第5章 消防予防計画

(総務課、消防団)

消防組織の整備については、一般計画編 第2編 第12章「消防組織整備計画」に準じる。

さらに、大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合、地震に起因して発生する火災によることが大きいことから、震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。

第1節 出火防止、初期消火対策

第1 出火防止計画

- 1 火気使用設備、器具の安全化に関する研究を行い、規制強化等の施策に反映させる。
- 2 各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識及び技術の普及を図る。
- 3 起震車の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。
- 4 対震安全装置付火気器具等の普及徹底を図る。

第2 初期消火計画

- 1 震災時における初期消火の実効性を高めるため、消火器、消火バケツを家庭、地域、事業所等に普及する。
- 2 初期消火の技術指導の普及を図る。
- 3 消防団、自主防災組織等に、可搬式動力ポンプ等初期消火用資機材の整備に努めるなど、初期消火体制を強化する。

第3 地域住民等の協力

- 1 家庭及び職場の末端に至るまで、出火防止・初期消火の徹底を図るとともに、これを補完するため、地域においても消火器具等を設置するよう、消防機関と協力して推進する。
- 2 地域及び職域において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に防災訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識・技術を習得し、震災時に備える。
- 3 防災訓練、防災意識の啓発活動等の地域住民等に対する広報活動に努める。
- 4 初期消火の要となる消防団の活動力の向上及び自主防災組織等のコミュニティ防災組織の育成及び強化を図る。

第2節 火災拡大防止計画

震災時に発生した火災が延焼し、その被害が拡大するのを防止するために、消防設備の充実、消防水利等を増設し、消防力の強化を図る。

第3節 相互応援協定

町は、大規模地震発生時には、近隣市町村等も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない府外市町村等との相互応援協定の締結に努める。

第4節 応援要請連絡系統図

1 相互応援協定市町村へ要請するときの連絡系統

要請 非常召集 出動
和東町長 → 応援協定市町村長 → 消防職（団）員 → 和東町へ
（注）京都市へのヘリ支援要請を含む。

2 他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統

(1) 他府県へ要請する場合（災対法）

要請 連絡 応援要請 出動
和東町長 → 府山城広域振興局 → 府災害対策課 → 隣接府県 → 和東町へ
075-414-4472 (消防防災課)

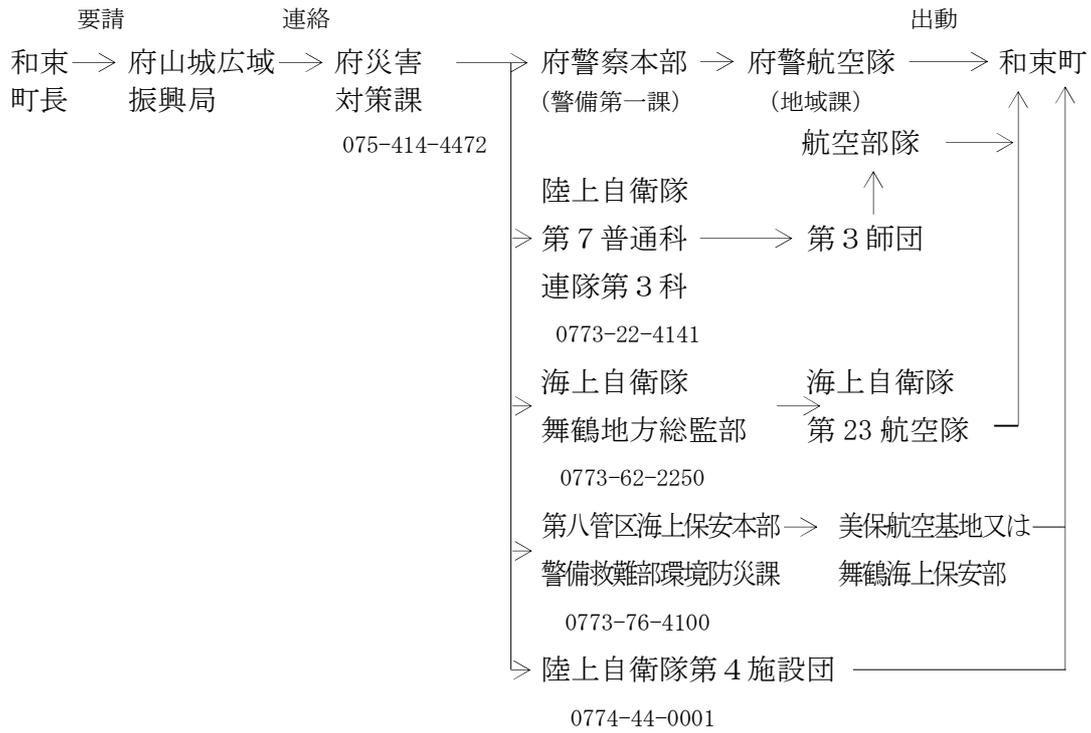
(2) 他府県管内市町村消防へ要請する場合（消防組織法）

要請 連絡 要請
和東町長 → 府山城広域振興局 → 府災害対策課 → 消防庁 →
075-414-4472

要請 要請 出動
→ 隣接府県消防防災課 → 管内市町村消防本部 → 和東町へ

（注）府災害対策本部設置後の応援要請については、全て府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あてに行うものとする。

(3) 防災機関のへり等の支援要請をするときの連絡系統



(注) 府災害対策本部設置後の応援要請については、全て府災害対策支部（木津地域総務室）を通じ、府災害対策本部（災害対策課）あてに行うものとする。

第6章 避難に関する計画

一般計画編 第2編 第30章「避難に関する計画」に準じる。

第7章 交通対策及び輸送計画

一般計画編 第2編 第21章「交通対策及び輸送計画」に準じる。

第8章 災害応急対策物資確保計画

(総務課、建設事業課、農村振興課)

一般計画編 第2編 第15章「資材器材等整備計画」に準じる。
さらに、以下の事項にも留意する。

第1 備蓄の充実及び調達体制の強化

大規模な地震が発生した場合には、発生後約3日で救援物資の到着が望めることから、本町においては、各家庭と町で備蓄する物資、食料（食物アレルギー対応食品、介護食品等を含む。）を発生後の3日分（7日分以上が望ましい。）に目標を置き、備蓄を図るものとする。

備蓄する品目については順次協議を行い、住民にも各家庭においても備えるよう広報を行う。

第9章 要配慮者に係る対策計画

一般計画編 第2編 第23章「要配慮者に係る対策計画」に準じる。

第10章 廃棄物処理等に係る防災体制の整備計画

一般計画編 第2編 第24章「廃棄物処理等に係る防災体制の整備計画」に準じる。

第11章 文化財防災計画

(相楽東部広域連合教育委員会)

文化財の防災については、一般計画編 第2編 第10章「文化財防災計画」に準じる。

なお、建造物に係る震災対策については、文化庁の「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」（平成8年1月17日策定）に基づき、使用者等に維持管理及び使用方法の改善、補強を伴う修理事業の推進、周辺環境の整備、防災施設等の充実について助言指導を行い、貴重な国民的財産である文化財の保全に万全を期する。

第12章 学校等の防災計画

一般計画編 第2編 第29章「学校等の防災計画」に準じる。

第13章 防災訓練計画

(総務課、関係各課、消防団)

防災訓練計画は、一般計画編 第2編 第17章「防災訓練・調査計画」に準じる。
さらに、大規模地震に対応した訓練の実施等について必要な事項を定める。

第1節 大規模地震に対応した訓練

第1 自衛隊との通信連絡訓練

災害が激甚な場合には、速やかな情報収集と応急対策が不可欠であり、自衛隊の出動要請も極めて重要な要素の一つとなる。

災害対策本部長、災害対策副本部長が登庁困難な場合も含め、自衛隊の出動要請の決定、連絡方法を府と協議し、訓練の中に含めるよう検討する。

第2 通信連絡訓練の強化検討

大規模な震災が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、通信機能の充実化のため町内のアマチュア無線通信等の利用も図り、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取入れを検討する。

第3 自主防災組織等による訓練の実施

自主防災組織や事業所等は、初期消火、初期救出の重要性の認識の上に、非常時に有効な実践的訓練を行う。

訓練の際は、防災関係に従事する町職員等を派遣し、指導を行う。

第14章 住民及び自主防災組織活動計画

(総務課、関係各課、消防団)

大地震が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れたり、活動能力が著しく低下することが予想される。

このような事態において、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、すなわち、住民自らの出火防止、初期消火、被災者の救出・救護・避難等を行うことが必要となる。

これらの自主的な防災活動を行うに際しては、住民が地域ごとに、職域的に団結し組織的に行動することによってこそ、その効果が期待できるものである。

したがって、地域あるいは施設ごとに、地域住民又は施設関係者によりその実情に応じた自主的な防災組織を設置すること及び日頃から震災の発生を予想した訓練を実施することについて指導することが、被害を軽減する鍵となるとの認識により、その重要性を住民等に周知し、防災活動の活発化を図る。

第1節 計画の内容

住民及び自主防災組織活動計画は、一般計画編 第2編 第18章「自主防災組織整備計画」、同じく第2編 第16章「防災知識普及計画」により推進するものであるが、大地震が発生した場合、特に防災関係機関の防災活動が遅れたり、活動能力の著しい低下が予測されること、住民自らの出火防止、初期消火、被災者の救出・救護・避難等の迅速かつ適切な実施が求められることから、建物の耐震化はもとより、「自分らの生命、財産は自分たちで守る」という認識を醸成していく啓発活動の周知徹底を図るものとする。

第15章 防災知識普及計画

一般計画編 第2編 第16章「防災知識普及計画」に準じる。

第16章 事業所等防災対策促進計画

(関係事業所等)

一般計画編 第2編 第19章「事業所等防災対策促進計画」に準じる。
また、以下の事項にも留意するものとする。

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、企業防災の推進に努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

※ サプライチェーン

ある製品の原材料が生産されてから、最終消費者に届くまでのプロセスのこと。

※ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取り組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。

第17章 ボランティアの登録・支援等計画

一般計画編 第2編 第26章「ボランティアの登録・支援等計画」に準じる。

第18章 行政機能維持対策計画

一般計画編 第2編 第25章「行政機能維持対策計画」に準じる。

第19章 広域応援体制の整備計画

一般計画編 第2編 第27章「広域応援体制の整備計画」に準じる。

第20章 震災に対する調査研究

(総務課、関係各課)

震災に強いまちづくりを推進するためには、公共土木施設、公共建築物、公益施設等の耐震性の向上をはじめ、市街地の面的整備や、防災に関する各種の都市施設の総合的・一体的整備に配慮していく必要があり、これに資する調査を推進する。

第1節 災害予防に関する調査研究

第1 防災計画基本調査

大地震時に発生すると思われる火災及びその他の被害を最小限に留めるため、次の調査を行い、防災まちづくりの基本計画を策定する。

- 1 地盤及び地質に関する調査
- 2 建築物の不燃化・耐震性および落下物に関する調査
- 3 建築物の用途、規模、構造等の現況調査
- 4 地下埋設物の調査
- 5 危険物貯蔵所等に関する調査
- 6 防災空間の整備拡大に関する調査

第2 公共建築物、公益施設等の耐震性に関する調査

公共建築物、公益施設は、災害が発生した場合の応急復旧活動の拠点となり、これらの破壊が社会生活に深刻な影響を与える性格を有しているものであるから、施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

第3 公共土木施設の耐震性に関する調査

公共土木施設が地震により被害を受けると、直接生命・身体・財産等に影響を及ぼすほか、避難行動や援助救護活動に支障をきたすことになる。

したがって、これらの施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

- 1 道路及び橋梁の耐震に関する調査
- 2 ため池の耐震に関する調査
- 3 河川及び河川工作物の耐震に関する調査

第2節 火災の防止に関する調査研究

第1 地震火災の事例に関する調査

地震災害発生の態様は複雑多岐であり、また、災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。

したがって、過去の地震災害の事例に基づいて、次の調査をする。

- 1 地震火災の拡大原因に関する調査
- 2 地震火災を最小限にくいとめる方法に関する調査

第2 大震火災に関する調査

地震時に予想される、同時多発性による大震火災対策を科学的データに基づいて推進するため、出火防止、初期消火、拡大防止、避難の安全確保等、基本的な重要事項に関する調査を行い、個別対策及び地域対策の指針を確立し、町の防災化対策に資する。

- 1 初期消火に関する調査
- 2 火災の拡大防止に関する調査

第3節 避難の安全確保に関する調査研究

指定緊急避難場所は、大震火災に際して常に安全性が確保されなければならないが、指定した避難場所はそれ自体に本来の使用目的があり、時代とともにそれらは変化をしたり、あるいは周辺の状況の変化に影響を受け、安全性について低下したりする場合があります。

したがって、避難場所及び避難経路の選定については、一定期間ごとに安全性について調査確認する。

- 1 避難場所の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査
- 2 避難場所とそこに至る避難道路の安全化を目指す災害防止帯設定のための基礎調査
- 3 避難時に障害となる自動車交通の動態調査と、避難の円滑化方策の調査
- 4 大震火災時に発生のおそれのある火災旋風から、避難場所の安全性を確保するための調査

第21章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

一般計画編 第2編 第31章「観光客保護・帰宅困難者対策計画」に準じる。

第22章 り災証明書の発行体制の整備

一般計画編 第2編 第33章「り災証明書の発行体制の整備」に準じる。

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害対策本部等運用計画

(全部)

町内に大規模地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町及び防災関係機関がその有する全機能を発揮して、災害応急対策を実施するための体制について定める。

第1節 和東町災害警戒本部

災害対策本部設置以前の体制として、地震による被害等の状況を把握し、住民の避難活動あるいは災害対策本部設置の判断資料を得るため、町長を本部長とする和東町災害警戒本部を設置し、情報収集にあたる。

1 災害警戒本部の設置

京都地方気象台により、地震に関する情報が発表された際、又は町内に設置されている震度計によって震度4が観測された際、災害警戒本部を自動設置し、まず職員又は消防団員の責任者を直ちに監視に派遣した後、対策等の協議を行う。

2 設置基準

災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。

(1) 災害警戒本部1号配備（1号配備）

- ア 町域で震度4を観測したとき
- イ その他町長が必要と認めたとき

(2) 災害警戒本部2号配備（2号配備）

- ア 町域で震度5弱を観測したとき
- イ その他町長が必要と認めたとき

(3) 動員

本部体制に要する動員については、本編第2章「動員計画」に定める。

3 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、主として、次の業務を行う。

- (1) 本部長の指示事項の伝達
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 危険箇所の状況把握及び応急措置
- (4) 被害状況の調査及び収集
- (5) 被害状況等に応じて災害対策本部体制への移行準備

4 閉鎖基準

- (1) 災害が発生するおそれが解消されたと認められるとき
- (2) 災害対策本部が設置された場合においては、自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐ。

第2節 和束町災害対策本部

1 設置基準

災害対策本部は、次の基準に達したとき、町長が設置する。

- (1) 町域で震度5強以上を観測したとき
- (2) その他町長が必要と認めたとき

2 閉鎖の決定

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときに、総務課長、建設事業課長、農村振興課長が協議し、町長に具申して町長が決定する。

第3節 和束町災害対策本部の組織等

1 災害対策本部の運用

- (1) 和束町の災害に対する組織は、次のことを考慮のうえ直接応急対策活動に関係あるもので組織し、その他のものについては動員要員とする。
 - ア 指揮命令系統を確立すること
 - イ できるだけ簡素化し、名目的、形式的なものを排除すること
 - ウ 責任分担を明確にすること
- (2) 災害対策本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとる。
- (3) 災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害対策本部室を設置する。災害対策本部室は、原則として和束町役場に設置する。
- (4) 災害対策本部の各部の事務分掌は、【資料編 資料4 災害対策本部事務分掌】のとおりとする。

2 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は、【資料編 資料3 災害対策本部組織図】のとおりとする。

また、各部の構成と事務分掌は、【資料編 資料4 災害対策本部事務分掌】のとおりとする。

なお、国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策（町外における応援活動を含む。）を行うため、特に必要があると認められるときは、災害対策支援本部等の名称により、災害対策本部を設置して職員を動員する場合に準じた対応を行うことができる。

3 災害対策本部及び本部長の標識並びに腕章

災害対策本部を設置し、災害応急対策の業務に従事する場合は、【資料編 資料11 災害対策本部の標識及び職員の証票】の標識及び腕章をつける。

第4節 職務・権限の代理

- 1 町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長、総務課長の順位で代理する。
- 2 各部長の代行は、各部においてあらかじめ指定した副部長が行う。

第5節 初動体制の方針

勤務時間外に町域で震度6弱以上を観測した場合など、職員の参集が極めて困難な状況でも、速やかに初動活動を開始するための体制を整備する。

- 1 町役場近隣居住の職員を事前に指名しておき、指名された職員は、速やかに登庁して災害対策本部を設置し、町域の被害状況の把握等、初動活動を開始する。
- 2 避難所の近隣に居住する職員を事前に指名しておき、指名された職員は、速やかに避難所を開設するとともに、周辺の被害状況、人命救助の必要性等を把握し、災害対策本部に連絡する。

第2章 動員計画

(全部)

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員について必要な事項を定める。

第1節 災害警戒本部の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする。

配備区分	状 況	配備体制																
1号配備 (11人)	<ul style="list-style-type: none"> ・震度4を観測したとき ・その他町長が必要と認めたとき 	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">調整部</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">3人</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">消防部</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">2人</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">救助部</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">1人</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">医療衛生部</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">1人</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">農林商工部</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">1人</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">建設部</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">1人</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">調達部</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">1人</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">渉外部</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">1人</td></tr> </table>	調整部	3人	消防部	2人	救助部	1人	医療衛生部	1人	農林商工部	1人	建設部	1人	調達部	1人	渉外部	1人
調整部	3人																	
消防部	2人																	
救助部	1人																	
医療衛生部	1人																	
農林商工部	1人																	
建設部	1人																	
調達部	1人																	
渉外部	1人																	
2号配備 (17人)	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱を観測したとき ・その他町長が必要と認めたとき 	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">調整部</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">5人</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">消防部</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">2人</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">救助部</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">3人</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">医療衛生部</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">1人</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">農林商工部</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">1人</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">建設部</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">2人</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">調達部</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">1人</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">渉外部</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">2人</td></tr> </table>	調整部	5人	消防部	2人	救助部	3人	医療衛生部	1人	農林商工部	1人	建設部	2人	調達部	1人	渉外部	2人
調整部	5人																	
消防部	2人																	
救助部	3人																	
医療衛生部	1人																	
農林商工部	1人																	
建設部	2人																	
調達部	1人																	
渉外部	2人																	

※状況に応じて本部長は必要な要員等の動員を行うことができるものとする。

※教育部は、相楽東部広域連合教育委員会において対応するものとする。

第2節 災害対策本部の動員

第1 動員要請

1 動員の連絡系統



2 動員の方法

- (1) 動員の連絡は、災害対策本部指令により電話又は連絡員等の方法で、1の連絡システムにより行う。
- (2) 勤務時間外の場合の動員の伝達は、あらかじめ確立された電話・携帯電話・電子メール等を活用する情報連絡体制に基づいて行う。

3 動員の基準となる人数の設定

災害対策本部要員の動員は、次の3段階により、本部長の指令に基づき災害の状況に応じて動員する。

動員区分	状 況	配備体制
1号動員 (28人)	・震度5強を観測したとき	調整部 8人 消防部 3人 救助部 7人 医療衛生部 2人 農林商工部 2人 建設部 2人 調達部 2人 渉外部 2人
2号動員 (59人)	・震度5強を観測し、1号動員で対処できないとき	調整部 10人 消防部 3人 救助部 8人 医療衛生部 14人 農林商工部 5人 建設部 6人 調達部 8人 渉外部 5人
3号動員 (全員)	・町内において災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生したとき ・震度6弱以上を観測したとき	全職員

※状況に応じて本部長は必要な要員等の動員を行うことができるものとする。

※教育部は、相楽東部広域連合教育委員会において対応するものとする。

第2 他機関に対する応援要請

1 府に対する応援要請

(1) 要請の手続き

応急を求める必要が生じた場合には、本部長は直ちに本部長会議を招集し、応援要請について協議し決定する。

ただし、事態が急迫し、本部長会議を招集する時間がないときは、本部長が応援要請を決定する。

(2) 要請事項

要請にあたっては、次の事項について、あらかじめ明らかにして行う。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員、物資等
- エ 応援を必要とする区域、機関
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

2 その他団体及び機関への応援

府に対する応援要請に準じる。

また、他府県・指定公共機関・指定地方公共機関に対する応援要請は、原則として文書で府知事に要請する。

ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

3 応援隊との連絡

応援隊の活動についての連絡は、直接関係のある部長があたり、応援の状況を把握して災害対策本部長に報告する。

第3章 通信情報連絡活動計画

(調整部、消防部、渉外部)

第1節 通信施設の現況

一般計画編 第3編 第3章 第1節「通信施設の現況」に準じる。

第2節 災害情報、被害状況等の収集・報告

震災時における情報及び被害状況の収集・報告の要領については、法令等に特別の定めがある場合のほか、次のとおり行う。

ただし、町の被害が甚大で町において被害調査が実施できないとき、又は調査に技術を要するため町が単独ではできないときは、府山城災害対策支部等に応援を求めて行う。

第1 災害情報

次の要領により、情報の収集又は報告を行う。

1 情報の収集

(1) 地震情報

京都府震度情報ネットワークシステムにより自動的に得られた地震情報を速やかに各部及び関係機関へ連絡する。

(2) 火災情報

火災発生の通報は、通常、住民からの119番ダイヤルによる。

地震時には被災地の電話が通話不能となることを想定して、現地へ情報収集要員を派遣するか、若しくは消防署を通じて火災情報の収集にあたる。

また、府、自衛隊、府警察本部等に対し、ヘリコプターの派遣要請を行い、空からの情報収集に努める。

(3) 本部組織等による被害状況の把握

ア 各部長は、各部で知り得た被害状況、部の活動状況及び要望事項を逐次、調整部長に報告する。

イ 被害状況については、次の項目について調査を行い、各地区の被害状況の情報を集約して、調整部長に報告する。

(ア) 人的被害

(イ) 住家被害

(ウ) 非住家被害

(エ) その他被害

(オ) 被災世帯数

(カ) 被害金額

ウ 本部長に報告する各種の情報は、調整部において収集整理する。

(4) その他の災害情報

ア その他の気象予警報

京都地方気象台等の予警報を基にして状況判断を行う。

ただし、町内の雨量等については、府及び（財）河川情報センター等からも情報を収集する。

イ 異常現象の発見及び通報

災害が発生し又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに次の最も近いところに通報する。

(ア) 町役場

(イ) 警察署、交番、駐在所

(ウ) 消防署、消防団

ウ 町長への通報

異常現象を発見した場合あるいは地域住民から通報を受けた町職員又は消防団員は、直ちに総務課に通報する。総務課は通報内容を判断し、必要と認められる場合には直ちに町長に通報する。

エ 関係機関への通報

町長は、前項の通報を受けたとき、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに府及び関係機関に通報する。

2 情報の報告

(1) 被害の認定基準

地震災害による被害程度の認定に際しては、【資料編 資料 15 被害程度の認定基準】の定めるところによる。

(2) 報告の要請及び内容

町域内に地震災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況を速やかに知事（府災害対策本部長）に報告する。

ただし、町域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を府に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、報告する。

また、町が知事に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更する。この場合において、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告する。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、町は直ちに府及び消防庁に報告する。

ア 報告の内容

(ア) 被害の概要

(イ) 町災害対策本部の設置状況

(ウ) 避難勧告等の発令の状況

(エ) 消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材

と主な活動内容)

- (オ) 応援要請状況
- (カ) 要員及び職員派遣状況
- (キ) 応急措置の概要
- (ク) 救助活動の状況
- (ケ) 要望事項
- (コ) その他の状況

イ 報告の概要

アに掲げる事項が発生次第、その都度【資料編 資料 12 災害情報等の災害情報報告用紙（様式第1号）】により報告する。

なお、町の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

ウ 報告の処理

町長は、府木津副支部長を経由して知事に報告する。

第2 被害状況調査及び報告

被害状況の調査にあたっては、災害の推移に応じて段階的に処理し、各種の情報は調整部においてとりまとめ、その都度府木津副支部及び関係機関に遅滞なく報告するものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

被害状況の調査及び報告は、次の要領にて行う。

1 被害状況調査

(1) 概況調査

初期的段階では、被害の有無及び程度の全般的概況について調査するものとし、迅速を主とする。

(2) 状況調査

概況調査後は、被害あるいは応急対策活動の状況がある程度把握できる段階において、逐次、その概況を調査する。

(3) 被害写真の撮影

状況調査と同時に各部で被害地域を分担し、施設の被害程度及び損壊状況が明瞭にわかるように、また災害写真として十分役立つものを撮るよう努める。

(4) 詳細調査

応急対策の活動状況もしくは衛生、商工、農林、土木又は教育等の被害状況の詳細な調査については、状況報告が終わり次第実施する。

(5) 最終調査

被害の拡大のおそれがなく、応急対策活動がほぼ終了する段階において被害その他の状況を調査し、件数、金額等の確定数を算出する。

(6) 被害程度の認定基準

被害状況等の調査の的確と統一を期するため、【資料編 資料 15 被害程度の認定基準】を用いる。

2 被害状況報告

(1) 報告の種類及び内容

ア 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について、【資料編 資料 13 災害情報等の災害概況即報（様式第2号）】で報告する。

ただし、警報が発表されたときは、被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に報告する。

イ 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次、【資料編 資料 14 災害情報等の災害概況即報（様式第3号）】により報告する。

ただし、知事（府災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

ウ 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後15日以内に【資料編 資料 14 災害情報等の災害概況即報（様式第3号）】により報告する。

ただし、知事（府災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

エ 被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、府の定めるところに従って報告する。

オ 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

(2) 報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、様式第1号～3号により報告したものと見なし、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意すること。

ア 電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて、「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ 府防災行政無線（京都府衛星通信系防災情報システム）による場合

次の通信優先順位により府防災行政無線を利用する。

なお、この他無線の取り扱いについては、別に定める取扱要綱による。

- (ア) 緊急要請
 - (イ) 災害対策本部指令及び指示
 - (ウ) 応急対策報告
 - (エ) 被害状況報告
 - (オ) その他災害に関する連絡
- ウ 通信途絶時における措置

公衆電気電信、府防災行政無線等、いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

第3 報告の処理系統

町は、収集した情報を迅速に府木津副支部を通じて府災害対策本部に報告する。

第4 報告上の留意事項

報告には、あらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称（人、棟、世帯、センチメートル、ミリメートル等）は省略する。

また、時刻は24時間制を採用し、午前・午後の区別は使用しない等、報告の簡略化を図る。

第5 関係機関との連絡

町内の各防災関係機関とは、各種情報の収集について十分連絡調整を行い又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

第3節 通信手段の確保

一般計画編 第3編 第3章 第3節「通信手段の確保」に準じる。

第4章 災害広報広聴計画

一般計画編 第3編 第4章「災害広報広聴計画」に準じる。

第5章 災害救助法の適用計画

一般計画編 第3編 第5章「災害救助法の適用計画」に準じる。

第6章 消防計画

(消防部、相楽中部消防組合)

町は、地震発生時における出火防止、初期消火、初期救出、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般計画編 第3編 第6章「消防計画」の定めるところによるものとする。

第1節 地震発生時の消防活動の基本方針

地震が発生した場合、火災による人命危険が予想されるので、消防活動の基本方針を次の3点とし、現有消防力を最大限に活用し活動にあたる。

- 1 地震による火災の発生防止
- 2 地震により発生した火災の初期鎮圧と延焼の防止
- 3 地震災害からの人命安全の確保

第2節 消防団の初動体制

震災時における出火防止、初期消火、延焼防止等の消防活動は、相楽中部消防組合消防本部の地震警備計画によるとともに、消防団においては、地域に密接した組織体制という条件を活かして、以下の初動体制をとる。

1 出火防止の指示及び初期消火の徹底

地震発生と同時に居住地付近に対して出火防止を呼びかけるとともに、火災を発見したときは、付近住民にも協力を要請して初期消火の徹底を図る。

2 動員及び参集

地震時の動員は団長の事前命令として、被害が予測される時は自動発令とする。

団長及び消防団本部員は災害対策本部へ、分団長以下各分団の団員は各詰所へ参集する。

3 情報収集と活用

大規模な地震の場合は、火災及び救出・救助事象が同時に多発することが予測される。

これに対応するため、消防団員個々が積極的に災害情報収集を行い、火災発生状況、災害規模等状況に応じて、消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るための消防活動を行う。

4 避難路の確保

地震災害の特質から、次により避難路の確保を図るものとし、警察等と協力して、その規制・誘導を行う。

- (1) 自動車による避難は、交通の混乱となるばかりでなく、消火活動や避難の障害となるので、禁止又は制限する。
- (2) 火災発生状況、延焼拡大状況などにより、避難路の安全確保を優先させる必要があるときは、避難路の消火活動を行う。

第7章 水防計画

(建設部、消防部)

大地震発生時における水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通報、連絡及びダム、水門等の操作、水防のための活動について計画する。

よって、一般計画編 第3編 第7章「水防計画」に準じるほか、震災時における活動内容を次のとおり定める。

第1節 水防組織

大地震発生時の町の水防活動は、町及び消防団の連携により行うものとする。

第2節 水防活動

大地震発生時の各防災機関の活動は、次のとおりとする。

1 近畿地方整備局

大地震発生により直轄河川において浸水が発生し若しくは発生するおそれがあると認めた場合には、水防警報を発表する。

2 府

近畿地方整備局から通報があった場合又は大地震により府管理河川、ダム、ため池等において洪水又は浸水が発生し若しくは発生するおそれがあると認めた場合には、直ちに町に通知するとともに、「京都府水防計画」により水防活動を行う。

3 水防管理団体（町）等

水防管理団体（町）は、大地震発生により水防警報等の通知を受けたとき、又は危険区域の点検等により直接異常を発見したときは、直ちに水防活動を行う。

なお、水防活動を迅速かつ円滑に実施するため、水防資機材の備蓄、管内及び隣接市町村内の建設業者の建設重機、応援体制を把握しておく。

第8章 避難に関する計画

(救助部)

災害発生時には、町民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

町民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。また、町から避難勧告等が発令された場合、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

このため、町は、町民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に避難勧告等が発令し、周知を徹底することとする。

なお、避難に関する計画は、一般計画編 第3編 第8章「避難に関する計画」に準じるが、特に地震が大規模である場合の避難所の開設について、次のとおり定める。

第1節 避難所の開設

避難所の開設については、特に災害が大規模である場合、次の事項に留意する。

1 職員の派遣

大規模地震の発生とともに、直ちに避難担当の職員及び消防団員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたる。

2 救護所の設置

直ちに一般社団法人相楽医師会、府に救護班の要請を行い、救護所を設置する。

3 立入禁止区域の設定

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童、生徒との活動区域を区分し、学校機能の早期回復に配慮する。

4 要配慮者対策

高齢者や障がい者等の要配慮者のための場所を確保する。

【福祉避難所】

施設名	所在地	電話番号
和東町老人福祉センター	和東町大字白栖小字南半田68-1	0774-78-2826
特別養護老人ホーム わらく	和東町大字釜塚小字縄手25	0774-78-0165

5 仮設トイレの設置

断水等により水洗トイレが使用不能の場合は、避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

6 避難者情報の把握

避難所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報の早期把握、及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

7 長期化への対応

長期化等、必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみ処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

さらに、必要に応じて、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

8 女性への配慮

指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、男女共同参画の視点による指定避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

9 指定避難所外の被災者への対応

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

10 避難者の移動

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促す。

11 その他の事項

(1) 避難地開設に伴う被災者救護措置に関する事項

- ア 給水措置
- イ 給食措置
- ウ 毛布、寝具等の支給
- エ 衣料、日用必需品の支給

(2) 避難地の管理に関する事項

- ア 避難収容中の秩序保持
- イ 避難者に対する災害情報の伝達
- ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

一般計画編 第3編 第9章「観光客保護・帰宅困難者対策計画」に準じる。

第10章 食料及び生活必需品等供給計画

(調達部)

一般計画編 第10章「食料供給計画」及び同第3編 第11章「生活必需品等供給計画」に準じる。

さらに、大規模な地震が発生した場合の食料の確保、及び避難所における食料並びに生活必需品の供給、物資の集積場所等について、以下のとおり定める。

第1節 食料の確保

震災時における食料の供給については、避難所における備蓄の検討を図るものとするが、大規模な地震が発生した場合は、発災後3日間（7日分以上が望ましい。）被災者に供給できる食料があれば、その後は救援物資等により対処可能と考えられるので、まず第1に発災後3日間（7日分以上が望ましい。）の食料を各家庭の備蓄と町内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指す。

第2節 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

区 分	食 料	生活必需品
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの	毛布(季節を考慮したもの)
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階 (自立心への配慮・援助)	食材の給付による避難者自身の炊出し	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

第3節 物資の集積場所

地震による災害が甚大である場合には、救援物資又は町内からの調達により食料、生活必需品等を供給することになるが、その集積場所を定め、職員のほかボランティアの協力により仕分け作業を行うものとする。

第11章 給水計画

一般計画編 第3編 第12章「給水計画」に準じる。

第12章 施設の応急対策に関する計画

第1節 公共土木施設応急対策計画

(建設部)

地震災害により、公共土木施設が破壊、崩壊、破損した場合には、早急に応急復旧工事を施行し、その機能の回復を図る。

第1 河川等施設

- 1 堤防、護岸の破壊や崩壊等については、応急締切り工事、ビニールシートによるクラックへの雨水浸透防止を行い、また、水門、排水機場等の破壊については土のうや矢板で応急締切り工事を行うとともに、移動ポンプ車等により内水の排除に努める。
また、堤防、護岸などの被害状況を調査して、河川管理者通路や高水敷などを輸送路や避難地等に活用できるものについては、その空間確保に努める。
- 2 ダム管理者は、ダムの緊急点検を実施し、堤体の安定やその管理に重大な影響が及んだ場合には、二次災害防止のため、必要な措置をとるとともに、町と連携を図り、情報交換を行う。
- 3 砂防設備、地すべり防止設備及び急傾斜地関係設備に破壊・破損等が生じた場合には、崩壊土砂等を適切に排除し、仮排水路を設けるとともに、破損等の拡大を防止する応急工事を実施する。

第2 道路及び橋梁

道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難路及び緊急輸送を確保するため、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急を実施する。

また、必要に応じ、府、国土交通省及び木津警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。

なお、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線(緊急輸送道路)の指定は、次のとおりとする。

- 1 第2次緊急輸送道路
主要地方道木津信楽線

第2節 地震被災建築物応急危険度判定

(建設部)

地震等により、建築物又は宅地(擁壁・法面等を含む。)に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を行うことにより、居住者等に注意を喚起するものとする。

第1 判定コーディネーター

地震被災建築物応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）は、地震被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）において、地震被災建築物応急危険度判定に関する事務、災害対策本部との連絡及び調整等に関する業務を行う。

第2 支援要請

町は、大規模な地震が発生した場合、地震活動による家屋の倒壊等から住民の生命を保護するため、府に対し、地震被災建築物応急危険度判定を行う地震被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。

府に派遣要請する場合には、以下の事項を明示する。

- 1 派遣日数
- 2 派遣人数
- 3 地震被災建築物応急危険度判定を実施するにあたり、必要な資機材等
- 4 地震被災建築物応急危険度判定士の宿泊場所等

第3 判定実施本部

1 判定実施本部の設置及び閉鎖

町は、地震被災建築物応急危険度判定を行うときは、災害対策本部長が災害対策本部とは別に判定実施本部を設置する。

判定実施本部長には、災害対策本部副部長を充てる。

地震被災建築物応急危険度判定が終了した場合、災害対策本部長は、判定実施本部を閉鎖する。

2 判定実施本部の設置場所

判定実施本部の設置場所は、災害対策本部と同じ場所とし、和東町役場とする。

3 報告

本部長は、判定実施本部を設置又は閉鎖したときは、知事に速やかに報告する。

4 判定実施本部の主な業務

判定実施本部の主な業務は、以下のとおりとする。

- (1) 地震被災建築物の被害状況の把握に関すること
- (2) 判定実施計画の作成に関すること
- (3) 判定活動環境（食料、宿泊等）の整備に関すること
- (4) 判定実施計画及び実施状況の住民への周知に関すること
- (5) その他判定実施本部長が必要と認めること

5 判定実施本部要員

判定実施本部長は、事務を行うのに必要な範囲において、災害対策本部各部からの

推薦に基づき、現地本部員を指名する。

なお、判定実施本部には、判定コーディネーターを常駐させるものとする。

6 資機材等

判定実施本部は、地震被災建築物応急危険度判定を行うにあたり、次の資機材等を用意する。

- (1) 判定調査表
- (2) 判定ステッカー
- (3) 判定街区マップ
- (4) 事務用品（ガムテープ、バインダー等）
- (5) 携帯電話

7 保 険

地震被災建築物応急危険度判定士が、訓練活動及び判定活動において、負傷又は死亡した場合は、府が加入する保険を適用する。

事故の連絡を受けた場合、町は、速やかに府に報告する。

第3節 被災宅地危険度判定

(建設部)

地震等の災害により宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施することにより、居住者等に注意を喚起するものとする。

なお、判定士の人数が不足するなど、判定業務に支障が生じる場合は、必要に応じ、府に支援を要請する。

第4節 住 宅

一般計画編 第3編 第13章「住宅対策計画」に準じる。

第5節 危険物施設等

一般計画編 第3編 第22章「危険物等応急対策計画」に準じる。

第6節 鉄道施設応急対策計画

(西日本旅客鉄道株)

列車の事故防止及び乗客の安全確保のため、地震発生時には、その揺れの状況に応じて次の措置をとる。

なお、停車位置によって、二次災害の危険性がある場合には、可能な限り安全な場所に移動する。

1 地震計が40ガル以上80ガル未満を示したとき

規制区間内を初列車は25km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。

ただし、規制区間内に要注意箇所がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所を25km/h以下で徐行運転を継続することとする。

2 地震計が80ガル以上を示したとき

規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は45km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。

ただし、震度4以下のときは、駅間停車列車について、規制区間内の地上巡回による確認の完了を待たずに25km/h以下で旅客の乗降可能な最寄の停車場まで運転できるものとする。

第7節 通信・放送施設

一般計画編 第3編 第23章「通信・放送施設応急対策計画」に準じる。

第8節 電気・上下水道施設

第1 電気施設 (関西電力株)

1 対応

地震災害により電気施設等が被災し、大幅な電力供給不足等の事態等が発生した場合、電力融通を迅速かつ円滑に行えるような体制を電力会社間で整備する。

また、施設被害状況の把握に努め、電力の円滑な融通を推進するよう地域電力協議会で対処する。

2 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

3 災害時における広報

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、広報活動を行う。

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、送電設備、変電設備および配電設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

第2 上下水道施設

一般計画編 第3編 第24章「電気・上下水道施設応急対策計画」に準じる。

第9節 農林水産施設

一般計画編 第3編 第25章「農林関係応急対策計画」に準じる。

第10節 社会福祉施設

一般計画編 第3編 第30章「社会福祉施設応急対策計画」に準じる。

第13章 医療助産計画

一般計画編 第3編 第14章「医療助産計画」に準じる。

第14章 保健衛生、防疫及び遺体対策計画

一般計画編 第3編 第15章「保健衛生、防疫及び遺体対策計画」に準じる。

第15章 救出救護計画

(医療衛生部、消防部)

被災者の救出計画は、一般計画編 第3編 第16章「救出救護計画」に準じる。

なお、地震が大規模であればあるほど、行政・消防機関による救出が遅れることが予想されることから、住民、自主防災組織等による初期救出の実施が図れるよう、各種防災施策を実施する。

具体的には、本編 第2編 第14章「住民及び自主防災組織活動計画」に定めるところによるものとする。

第16章 災害地の応急対策に関する計画

第1節 障害物除去計画

一般計画編 第3編 第17章「障害物除去計画」に準じる。

第2節 公共土木施設

一般計画編 第3編 第18章「廃棄物処理計画」に準じる。

第17章 文教応急対策計画

(教育部)

一般計画編 第3編 第19章「文教応急対策計画」に準じる。

さらに、大規模地震発生の際に、特に対処が必要な事項について次のとおり定める。

第1節 事前計画の策定が必要な事項

大規模地震の発生時においては、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童生徒等の一時疎開や教職員の避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。

そこで今後、次の事項について特に検討を行う。

- 1 避難所の運営における教職員の役割
- 2 児童生徒等の安否確認の方法
- 3 学校（園）機能を早急に回復するために、学校（園）内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
- 4 避難所になった場合に必要な備品等の整備
- 5 授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置

第18章 輸送計画

(救助部)

地震災害時における輸送体制を確立するため、府及び隣接市町村並びに関係機関と密接な連絡協調を図って、具体的な対策を定める。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般計画編 第3編 第20章「輸送計画」に準じるものとする。

第1節 輸送路の確保

大規模地震の発生時は交通規制の遅れ、道路の損壊及び倒壊物等による遮断などにより、輸送路の確保に困難を伴うことが予想される。

したがって、町は輸送路の確保のため、次の事項についてあらかじめ検討の上、速やかに実施を図るものとする。

- 1 迅速な交通規制の実施のため、一般計画編 第3編 第21章「道路交通対策計画」に定める交通規制の実施責任者との協議を行う。
- 2 災害対策上重要な施設を結ぶ道路を中心に緊急啓開道路を定め、業者への事前認識や連絡方法等を確立し、災害時は優先的に緊急啓開道路から啓開を図る。

第2節 府へのあっせん要請

町で確保する車両だけで不足する場合は、知事への調達のあっせんを求めるが、その手続きは、一般計画編に定めるとおりとし、府災害対策本部への連絡は、府山城災害対策支部（総務室）又は府山城災害対策副支部（地域総務室）を通じて行う。

第19章 道路交通対策計画

一般計画編 第3編 第21章「道路交通対策計画」に準じる。

第20章 労務供給計画

一般計画編 第3編 第26章「労務供給計画」に準じる。

第21章 自衛隊災害派遣要請計画

一般計画編 第3編 第27章「自衛隊災害派遣要請計画」に準じる。

第22章 職員派遣要請計画

一般計画編 第3編 第28章「職員派遣要請計画」に準じる。

第23章 義援金品受付配分計画

一般計画編 第3編 第29章「義援金品受付配分計画」に準じる。

第24章 要配慮者に係る対策計画

一般計画編 第3編 第31章「要配慮者に係る対策計画」に準じる。

第25章 環境保全に関する計画

一般計画編 第3編 第32章「環境保全に関する計画」に準じる。

第26章 ボランティア受入計画

一般計画編 第3編 第33章「ボランティア受入計画」に準じる。

第27章 文化財等の応急対策計画

一般計画編 第3編 第34章「文化財等の応急対策計画」に準じる。

第28章 り災証明書の発行計画

一般計画編 第3編 第35章「り災証明書の発行計画」に準じる。

第29章 応援受援計画

一般計画編 第3編 第36章「応援受援計画」に準じる。

第30章 社会秩序の維持に関する計画

一般計画編 第3編 第37章「社会秩序の維持に関する計画」に準じる。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 生活確保対策計画

一般計画編 第4編 第1章「生活確保対策計画」を準用する。

第2章 住宅復興計画

一般計画編 第4編 第5章「住宅復興計画」を準用する。

第3章 中小企業復興計画

一般計画編 第4編 第6章「中小企業復興計画」を準用する。

第4章 風評被害対策

一般計画編 第4編 第7章「風評被害対策」を準用する。

第5章 公共土木施設復旧計画

一般計画編 第4編 第2章「公共土木施設復旧計画」を準用する。

第6章 農林水産業施設災害復旧計画

一般計画編 第4編 第3章「農林水産業施設災害復旧計画」を準用する。

第7章 文教復旧計画

一般計画編 第4編 第8章「文教復旧計画」を準用する。

第8章 文化財等の復旧計画

一般計画編 第4編 第9章「文化財等の復旧計画」を準用する。

第9章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

一般計画編 第4編 第4章「災害復旧上必要な金融その他資金調達計画」を準用する。

第10章 水道復旧計画

一般計画編 第4編 第11章「水道復旧計画」を準用する。

第11章 激甚災害の指定に関する計画

一般計画編 第4編 第10章「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

第12章 災害復興対策計画

一般計画編 第4編 第12章「災害復興対策計画」を準用する。

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

(全部)

第1節 計画の方針

1 南海トラフ地震について

- (1) 駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、おおむね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では、東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震は、それ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半（2035±10年とも言われている。）にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

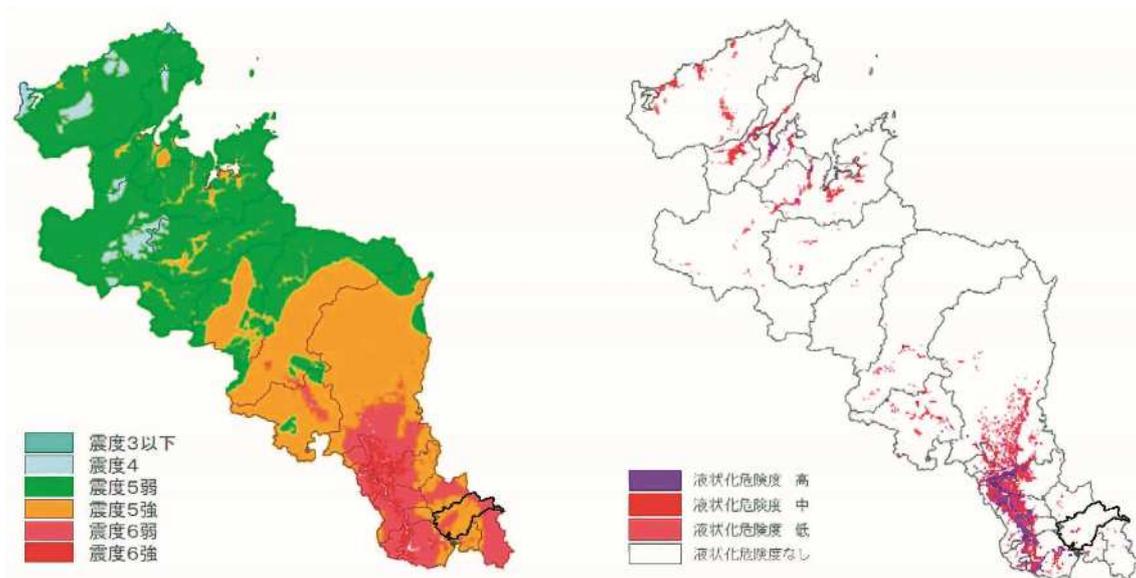
- (2) 東北地方太平洋沖地震の発生を受け、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告で南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定地震を設定していくためには、これまでの科学的知見の整理・分析が不可欠であるとの報告が出された。

そのため、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討することを目的として、理学・工学等の研究者から構成される「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下、「モデル検討会」という。）が設置された。

モデル検討会では、南海トラフ地震等の過去の被害資料及び最近の学術的知見を踏まえ、地震の揺れや津波の高さの分布について検討が行われた。

また、地震調査研究推進本部（文部科学省）の長期評価（算定基準日：平成31年1月1日、発表：平成31年2月26日）では、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の30年以内発生確率は、前年より引き続き70%～80%とされている。

【モデル検討会による震度想定】



- (3) モデル検討会による震度分布・津波高の発表を受け、人的・物的被害や経済被害等の推計及び被害シナリオを検討するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の方向性等について検討するために、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置された。
- (4) 平成 25 年 11 月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「南海トラフ地震法」という。）に改正された。南海トラフ地震法では、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策を推進することとされている。
- (5) 中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は、推進地域の指定を行った。（平成 26 年 3 月 31 日内閣府告示第 21 号）
- 本町域においては、震度 6 弱以上の揺れが想定されているため、指定を受けたものである。
- (6) 京都府は、平成 24 年度に内閣府から発表された南海トラフ地震被害想定の結果について、内閣府から詳細なデータ提供を受け、平成 26 年 6 月に被害想定 of 整理を行っており、その結果は次表のように想定されている。

南海トラフ巨大地震被害想定

最大 予測震度	人的被害				建物被害		
	死者数	負傷者数	要救助者数	短期 避難者数	全壊	半壊・ 一部損壊	焼失建物
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	(棟)
6弱	—	40	—		20		—

(内閣府のデータを基にした京都府被害想定(2014年)による)

(7) 中央防災会議防災対策実行会議の下に、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」が設置され、地震予知を前提としている大規模地震対策特別措置法に基づく防災対応や、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の基本的な方向性について検討され、報告書が取りまとめられた。国は、この報告書を踏まえ、異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応の構築に向け、国、地方公共団体、関係事業者等における新たな防災対応に関する計画の策定の考え方や、防災対応の実施のための仕組み等を整理することとなった。

その新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関する情報」を発表することとし、当該情報が発表された場合の国の対応については、『南海トラフ地震に関連する情報』が発表された際の政府の対応について」として、平成29年9月に中央防災会議幹事会において決定され、同年11月より運用を開始した。

2 本計画の目的

本計画は、基本計画に基づき、南海トラフ地震法第5条の規定により、南海トラフ地震による災害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定めるとともに、推進地域に指定されていない地域における対策についても必要な事項を定め、防災関係機関等が一体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

3 計画の修正

本計画においては、中央防災会議による被害想定を基に、「地域防災の見直し部会」等の京都府防災会議専門部会で検討の上、防災対策を定めるものとし、今後、府域全体の防災対策を講じる観点から、国、中央防災会議、府、市町村、隣接府県等の被害想定を参考にしながら、継続して検討を行い、必要に応じて本計画に見直しを加えるものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、町地域防災計画 震災対策計画編(以下「震災編」という。)第1編 第2章に定めるところによるものとする。

第2章 地域における防災力の向上

(全部)

南海トラフ地震に対応するためには、あらかじめ国、各都道府県及び推進地域内外の市町村その他防災関係機関が連携して、被害を最小限にとどめるための取り組みを推進する必要がある。しかしながら、これら公的な機関の取り組みだけでは、被害の軽減を図ることは限界があると言わざるを得ない。

南海トラフ地震においては、発災とともに極めて広域的に被害が発生し、震源域により近い府県における被害は、京都府域と比べ相対的に大きいと予想されていることから、近隣府県からの応援は期待できないことも想定されるため、行政による「公助」とともに、住民が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」による防災対策が不可欠であり、住民、自主防災組織、NPO、事業所等の関係機関・団体等が、それぞれの立場において、日頃から災害に備え、関係機関及び団体等のすべてが一体となって、他からの支援なしで災害に対応できることを目標に防災力を向上させることが必要である。

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化に当たり、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1節 町のとるべき措置

町は、地域における防災力を向上させるため、次の対策を講じるものとする。

- 1 町長及び幹部に対する研修
- 2 防災担当組織の整備
- 3 情報伝達手段の充実
- 4 消防・救助資機材等の整備
- 5 防災訓練の実施
- 6 消防団、水防団、自主防災組織等防災活動組織の育成
- 7 防災関係機関と町民等との相互連携協力体制の確立
- 8 地域における防災活動拠点の整備
- 9 要配慮者に対する避難支援体制の確立
- 10 安全な避難地、避難施設等の確保
- 11 事業所等の防災活動活性化のための方策の検討

第2節 住民等のとるべき措置にかかる対策

町は、住民、防災活動組織及び事業所等と協力して、以下の措置が講じられるよう努めるものとする。

1 住民及び防災活動組織の対策

- (1) 住宅等の耐震化の促進
- (2) 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止、ブロック塀の点検補修等家屋内外における安全対策の実施
- (3) 食料、飲料水等生活必需品の備蓄
- (4) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等の把握
- (5) 各地域における避難地及び避難路に関する知識の習得
- (6) 初期消火、救助活動及び応急手当に関する知識の習得
- (7) 防災訓練及び防災事業への参加
- (8) 地域内事業所やNPO等との連携

2 事業所等の対策

- (1) 施設等の耐震化及び安全対策の推進
- (2) 必要物資の備蓄
- (3) 従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施
- (4) 地域コミュニティとの連携
- (5) 災害時における事業継続及び地域の活力を維持・向上させる取り組みの維持

第3章 地震防災上必要な教育及び広報

(総務課、関係各課、消防団)

南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。

したがって、地震発生時における住民の適正な判断力の養成、住民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは事業所の防災対策を推進する必要がある。

このため、町は、住民、防災活動組織及び企業等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進するものとする。

第1節 教育・指導

1 防災関係機関における職員に対する教育

(1) 町は、職員に対し、地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、次の事項について、必要な防災教育を実施するものとする。

なお、防災訓練の実施については、次章によるものとする。

ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

イ 地震及び津波に関する一般的知識

ウ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

オ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ 南海トラフ地震対策として今後取_り組_む必要のある課題

(2) 防災関係機関は、その職員等に対して、(1)に準じ、必要な防災教育の実施に努めるものとする。

2 住民に対する防災知識の普及

町は、住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、また、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

(1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(2) 地震及び津波に関する一般的な知識

(3) 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

(4) 正確な情報の入手方法

(5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

(6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

(7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

- (8) 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童生徒等に対する教育

町及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- (1) 教育（防災訓練の実施を含む。）の内容
 - ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - イ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ウ 南海トラフ地震が発生した場合の緊急行動に関する知識
 - エ 応急手当の方法
 - オ 教職員の業務分担
 - カ 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
 - キ 学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法
 - ク ボランティア精神
 - ケ その他
- (2) 教育・指導の方法
 - ア 教育活動全体を通じた児童生徒等への防災教育
 - イ 研修等を通じた教職員への防災教育
 - ウ P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
- (3) その他
防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第2節 広 報

町は、住民等に対し、次により必要な広報活動を実施する。

1 広報の内容

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する情報
- (2) 地震及び津波に関する一般的情報
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する情報
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する情報
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する情報
- (8) 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における

る応急措置の内容や実施方法

- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

2 広報の方法

- (1) 講演会等の実施による広報
- (2) 社会教育等を通じた広報
 - ア 社会教育施設における講座等を通じたの広報
 - イ P T A、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会議、各種講演会及び集会等を通じたの広報
 - ウ その他商工団体等関係団体の諸活動を通じたの広報
- (3) 広報媒体等による広報
 - ア テレビ、ラジオ、新聞等による広報
 - イ パンフレット等による広報
 - ウ ホームページ等の情報通信環境による広報
 - エ ビデオ、スライド等による広報
 - オ その他の広報
- (4) 移動式地震発生装置（起震車）等疑似体験装置等による広報
- (5) 相談窓口の設置

3 広報時における留意事項

- (1) 広報にあたっては、要配慮者に対する十分な情報提供が行われるよう留意する。
- (2) 地域の特性を踏まえ、関係機関が相互に連携しながら、地域密着型の防災意識の高揚が図れるよう留意する。
- (3) 地理に不案内な観光客等に対する広報についても留意する。

第4章 防災訓練

(総務課、関係各課、消防団)

南海トラフ地震等の大規模な地震を想定した防災訓練を震災編 第2編 第14章の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施にあたっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることに配慮し、住民、関係機関との連携を図ることを特に配慮するものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

(関係各課)

1 整備方針

町は、地震発生時における直接的被害を極力軽減することや、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、南海トラフ地震法 第5条 第1項 第1号及び令第1条の規定による地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めてその整備に努める。

これらの施設等の整備に当たっては、次に掲げる点に留意する。

- (1) 施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。
- (2) 災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。
- (3) 要配慮者に配慮する。

また、避難所等について、ユニバーサルデザイン仕様を検討する。

2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備にかかる年次計画

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備にかかる年次計画は、震災編 第2編 第1章 第13節の定めるところによるものとする。

第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進

(関係各課)

南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第1節 住宅及び公共施設等の耐震化の推進

1 住宅その他の建築物の耐震化の推進

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、防災関係機関は、住宅等の耐震化を促進するとともに、地域全体の耐震化の推進を図るため、次の対策を進める。

- (1) 住宅の耐震化に関する意識啓発
- (2) 住宅の耐震補強や建て替えを促進する対策の実施
- (3) 耐震性の高い住宅ストックの形成の誘導
- (4) その他不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

2 公共施設等の耐震化の推進

(1) 防災上重要な施設の耐震化

町は、防災上重要な施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針を策定する。また、この耐震化実施の方針に則り、計画的に耐震診断を実施し、耐震改修が必要とされた施設の耐震改修を推進する。

(2) 道路・鉄道・港湾・ライフライン等主要な施設の耐震化

道路、鉄道、ライフライン等主要な施設の管理者は、必要に応じ耐震点検を行う等、耐震対策を計画的かつ速やかに実施する。

第2節 文化財保護対策の実施

文化財はひとたび失われると取り戻すことができない代替性のないものであって、文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の被災を防止することが不可欠である。

町内には、貴重な文化財が数多く存在しており、南海トラフ地震等の大規模災害時においても失することのないよう、次の文化財保護対策を実施する。

1 文化財の所有者又は管理者は、次の対策を講じる。

- (1) 建造物の適切な日常管理、展示品等の転倒防止対策、安全な保管場所での保管等適切な対策の実施
- (2) 火災延焼から文化財を保護するため、消防用設備その他資機材の充実及び効率的な配置
- (3) 消火・防災訓練の実施
- (4) 発災後の安全な場所への迅速な移動

- 2 町は、府と連携して、震災対策計画編 第2編 災害予防計画 第10章 文化財防災計画に基づく対策を推進するほか、周辺市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを推進する。

第3節 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、また、地震動の継続時間も長いとされている。

このため、町は、府と連携のもとに、南海トラフ地震で発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、府や研究機関と連携を図りながら、防災対策を充実させる。

第4節 東南海地震、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

東南海地震と南海地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。

- 1 東南海地震と南海地震が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発
- 2 後発地震により、土砂災害等が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策
- 3 先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の早急な実施方策の検討及び必要に応じ、立入禁止措置等の実施
- 4 先発地震による被災宅地の擁壁等が後発地震によって崩壊することによる人的被害を防止するため、被災宅地危険度判定の早急な実施及び必要に応じ、立入禁止措置等の実施

第5節 帰宅困難者対策の推進

町は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。

また、観光客及び帰宅困難者を支援するため、一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の対策について検討を進める。

第7章 関係者との連携協力の確保

(全部)

第1節 広域防災体制の確立

南海トラフ地震においては、府及び国と連携した対策が必要不可欠である。

このため、平成26年3月に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」と整合を図りながら、以下の対策について検討するものとする。

また、災害発生直後は受援が困難となることも想定されるため、できる限り、町内における防災関係機関等の自助努力により対応できる体制づくりを目指し、種々の対策を検討するものとする。

- 1 被害予測に基づく資機材、人員等の確保及び物資の備蓄
- 2 他市町村との連携
- 3 広域災害に対応する輸送体制の整備
- 4 防災活動拠点の整備とネットワーク化

第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応

町は、中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁から南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合、次のとおり対応するものとする。

1 南海トラフ地震に関連する情報の発表

気象庁は次の条件により南海トラフ地震に関連する情報を発表する。

なお、南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生する可能性がある。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none">・南海トラフ沿いで異常な現象*が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合・観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合・南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none">・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※南海トラフ沿いのプレート間の固着状態の変化を示唆する可能性がある現象。

2 町の当面の対応

町は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

第3節 防災体制に関する事項

1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

町長は、南海トラフ地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

なお、本部長に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代理者
1	副町長
2	総務課長
3	税住民課長

災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、震災編 第3編 第2章に定めるところによるが、広域にわたる災害により、通常の利用ができないなど、職員の参集が困難となることも想定されるため、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別途定める。

2 地震発生時の応急対策

町は、南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、震災編 第3編の定めるところにより、被害状況等の把握や消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講ずる。

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報収集・伝達については、震災編 第3編 第3章に定めるところによる。

通信設備の被災により情報伝達網が寸断された場合にあっては、電波法第52条の規定による非常通信経路【資料編 資料16 非常無線通信経路図】によるものとする。

(2) 施設等の緊急点検・巡視

所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努める。

この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難地に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況把握及び復旧に配慮する。

(3) 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

3 対策要員及び資機材、必要物資等の確保

町は、府に対し、対策要員の配備状況を報告し、必要に応じて、府職員派遣又は他の自治体職員応援派遣を要請する。

また、発災後速やかに、町が所有する備蓄物資並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄物資を把握し、その不足分を府に供給要請する。

4 他機関に対する応援要請

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、【資料編 資料22 災害時応援協定の締結一覧】に掲げるとおりである。

町は、必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

和東町地域防災計画

平成 31 年（2019 年）4 月修正

発 行 和東町防災会議

事務局 和東町総務課

京都府相楽郡和東町釜塚生水 14-2

電 話 (0774)78-3001

F A X (0774)78-2799